

台灣原住民族と八八水害（続）

小川正恭・黃智慧・石村明子・松岡格 編

目次

I はじめに

II 原住民族被災地復興の進捗と問題

1 八八水害に関する政府の二周年報告書を中心に

2 一周年に当たって（原民会主任委員 孫大川）

3 原住民の運動及び研究者の取り組み

（1）台湾原住民族の抗議・権利要求運動と行政訴訟一覧

（2）八八風災復興関連の法令および復興組織の成立過程

（3）太麻里渓流域の恒久住宅と土地問題

①被災村落の移転と伝統的社會＝文化構造

②嘉蘭村民への復興政策・支援と人間関係の変化

III メディアの八八水害報道

1 被災・復興の状況と問題点の指摘

（1）居住関係

（2）教育関係

（3）産業関係

（4）その他

引用記事一覧

2 インターネット上の主要な情報源（八八リソース一覧）

（1）行政組織・機関

（2）報道機関

（3）民間組織

IV おわりに

I はじめに

モーラコット台風が2009年8月に台湾に甚大な被害を及ぼしてから3年が過ぎた。本誌14号（2010年）では「台湾原住民族と八八水害」と題する特集を組み、被害の概況、会員間のメールによる情報の交換、および、原住民族・行政機関・研究者等の取り組みを伝えるように努めた。そこで取り上げた期間はおよそ2010年3月までであった。

今回の特集では2010年3月から2012年9月中旬までの間において、原住民族が被害から立ち直る過程で生じてきた諸問題にいかに対処したか、そして現在もいかに活動を続けているかを中心としている。もとより被害は人々の生活に深刻な影響を及ぼし続けているのが実情であり、それに対して注がれてきた膨大な復興の努力の全てを把握することはできないが、それらの一部なりとも本会の会員や読者の間で共有し理解を深めるために先の特集の続篇を組むこととした。

主に研究者の立場にある私たちができるることを探るために、台湾の各方面の主要な動向と研究者（林修澈先生、陳文玲先生）の論文から得られる情報を提供することにした。主要な情報はインターネット上の諸サイトから入手できるが、本文中では必要に応じて情報源を示し、さらに第Ⅲ部にはそれらを補充するURLを掲載しておいた。本特集に引用された情報は限定されたものでしかなく、そこでは扱い得なかった多様な問題、論考、報告、そして、とくに影像・地図などについては、関心に応じて検索してもらいたいと考えている。

今回、編集にあたっては、前回のメンバーに松岡格氏を加えて情報収集と翻訳を強化しており、また、黄智慧先生からは貴重な資料の提供、復興に関する主要な動向、および、訳出上の相談など、前回同様に編集への積極的な支援をいただいている。なお、著者等への敬称は、初出の箇所を除いてとくに断らない限り省略している。翻訳に当たってはできるだけ用語の統一を図ったが、元にした資料の執筆形式の違いや文脈などを考慮し、それぞれの内部で、あるいは、章節の内部では大きな違いがないように努めた。なお、II-3で取り上げられた論文については、松岡・石村両名による編訳が行われて利用している。その作業に当たっては執筆者との緊密な連絡が取られていたことを付け加えておきたい。章・節等の文末には担当者の名前を挙げておいた。

（小川正恭）

II 原住民族被災地復興の進捗と問題

1 八八水害に関する政府の二周年報告書を中心に

本節は、二周年報告書、『創新協力重建永續家園』（行政院モーラコット台風災後重建推動委員会編著：2011年7月）を中心に、八八水害に関する政府側の情報のうち、総括的な情報と、特に原住民族に関する情報を選び出し、紹介する。編集の段階で三周年報告書、『愛與希望耀動生命力：モーラコット台風災後重建3周年成果彙編』（行政院モーラコット台風災後重建推動委員会編著：2012年8月）が出版されたため、これも一部参考にした。以下の文中における【】内の補足は編者（松岡）による。なお、基本的に重建会、恒久住宅などの用語は、本小特集の他の箇所と異なり、そのまま用いている。

二周年報告書の段階で重建会では、モーラコット台風による被害を、H1N1【インフルエンザ】の脅威やリーマンショック以来の世界的金融危機と並んで、台湾を苦境に陥れたものと位置づけ、同災害に対する復興活動は多方面に及ぶ挑戦を含む大きな試練であると指摘している（二周年報告書：21）。具体的には六方面的挑戦が挙げられているが、そのうちの一つとして、「文化・族群・宗教等の衝突」が挙げられており、そこには次のような記述がある。

今回の南部被災集落は、その多くが原住民の部落であり、ツォウ族、ブヌン族、ルカイ族、パイワン族などの原住民族群の部落であった。恒久家屋への移住を経験した被災者のうち72.5%が原住民であり、これは原住民文化・伝統の保存に対して大きな圧力と困難をもたらした。原住民郷の民衆は下記のような多様な要求を訴えた。すなわち、避難行動の方式に対する疑惑、文化と家族の持続に対する憂慮、宗教的要因、などなどによって発生した不満や葛藤といったものである。（後略）（二周年報告書：23）

このような指摘からもわかるように、八八水害が原住民族の生活に与えた影響は甚大である。本節ではまず、政府の報告における災害救助・復興活動の概略について示しておきたい。

二周年報告書と三周年報告書を比較すると、二周年報告書自体約165ページにわたる厚めの冊子ではあるが、三周年に至っては約725ページにわたる報告書である。三周年報告

書は、二周年報告書よりも情報がアップデートされているという以外に、次のようないくつかの特徴がある。二周年報告書は重建会で内容を統一して記述していると見られるが、三周年報告書では各章・各節の執筆担当部署が明記されており、実際の担当部署の情報に準拠しているという意味ではより詳細な情報が掲載されていると言える。また、三周年報告書では、各地方政府における復興状況や、民間団体の復興への参与状況などに関する情報を独立させて掲載している。これも二周年報告書との違いの一つである。ただし、一方では三周年報告書は、各部署間での分担を明確化し、それを優先したためにある意味では情報が分散してしまい、記述方式・記載情報が統一されていないところが出てきており、読者からするとわかりにくい面もある。また、同じ理由により、二周年報告書では記載されていた重要な情報が消えてしまっているところも存在する。

総じて、二周年報告書の方が内容としてはまとまっているため、本稿ではそちらを中心として、三周年報告書で情報を補うことにする。いずれにしても、二周年報告書・三周年報告書の内容は膨大であり、本節の内容はその一部を取り出したものに過ぎないことも予め明記しておきたい。

(1) 被害の概況

モーラコット台風の被害により、台湾では 699 人の死者または行方不明者、4 人の重傷者を出し、また 1766 戸が家屋損壊により居住不可能に至った（二周年報告書：15）。特に高雄縣甲仙鄉【現高雄市甲仙区】小林村は 459 人の死者または行方不明者を出し、深刻な被害を受けた（二周年報告書：99）。

また行政院の公告によれば、モーラコット台風による影響範囲は風災区に指定された 11 の県市、175 の郷（または鎮・市・区）に及んだ。同風災区の 2009 年 8 月における登録戸数は約 287 万戸、登録人数は約 916 万人であるが、そのうち水害や傾斜地被害・河川被害による被災戸数は約 14 万戸、同被災人口は約 51 万人、50cm 以上の浸水被害を受けた被災戸数は約 14 万戸、同被災人口は約 49 万人である。そして傾斜地被害・河川被害に関して、政府の安全評価を経て、被災地のうち「特定区域」¹⁾ および「安全堪虞地区」²⁾ 内に画定された戸数が 6316 戸、19191 人である（二周年報告書：15）。

また、モーラコット台風被害による損害額は 1998.3 億元であり、その損害規模は 2009 年国内総生産の約 1.6% に当たる（二周年報告書：16、表 1 含む）。

台湾原住民族と八八水害（続）

表1 台風被害による損害額

項目	金額（新台幣億元）
一 可貨幣化財物損失合計	1,998.3
(一) 直接的損失（資産損失）	1,896.8
1. 家屋浸水による損失	53.1
2. 一般家屋および住宅損壊（家庭用生活設備を含む）	43.4
3. 産業直接損失	273.5
(1) 農林漁牧業	194.0
(2) 工業（工場直接損失）	23.3
(3) 商業（特別商業圏直接損失）	11.8
(4) 觀光施設	21.8
(5) 原住民郷特色産業	22.6
4. 公共施設損失	1,526.8
(二) 間接的損失（収益上の損失）	101.5
1. 農業	81.6
2. 工業	5.9
3. サービス業	14.0
二 貨幣化不可能な損失	死亡・行方不明者 699 人、自然生態および 風景区の損失、原住民族文化・人文・遺跡等の損失。

表2 原住民地区および非原住民地区の安全評価結果表

地区	安全	危険	合計
原住民地区	46	59	105
非原住民地区	90	96	186
合計	136	155	291

表3 被災地「特定区域」画定状況（2011年5月31日まで）

地区	画定作業	特定区域	安全堪虞地区
原住民地区	62	26	36
非原住民地区	98	72	26
合計	160	98	62

（2）安全評価・「特定区域」の画定と原住民族

2009年9月から2010年6月の期間において、重建会は被災地における集落の安全評価を行い、表2のような調査結果を発表した（二周年報告書：41-42）。

また、居住の制限や強制的移住の対象となる「特定区域」の画定のため、重建会では「被災地特定区域画定専案小組」を組織し、当該の画定作業を行った（二周年報告書：42）。その結果が表3である。

「特定区域」の画定に当たっては、原居住者の意思を尊重し、移住に同意しない者に対し

ては、原居住地に居住すること自体は認めるが、台風による災害が予想される場合には、政府組織を動員して安全地区へと強制的に避難させることを説明した。重建会の調査によると、「特定区域」および「安全堪虞地区」内には6,316戸、19,191人が居住している。このうち恒久家屋への移住に同意した家族は3,184戸に及び、11,144人が政府によるこの避難措置を受け入れた。これに対して、原居住地に止まることを選んだのは、約3132戸、すなわち8047人である（二周年報告書：42-43）。三周年報告書によると、恒久家屋への移住に同意した家族は、2012年6月22日までに3,346戸、11,703人にまで増加した（三周年報告書：210）。

また二周年報告書においても、三周年報告書においても、上記「特定区域」および「安全堪虞地区」内居住人口19,191人のうち、原住民の人口が約13,911人で、被災民人口全体の72.5%を占めている（二周年報告書：43；三周年報告書：210）というデータが示されている。この数字はこの災害が特に大きな影響を与えたのが主に原住民の生活に対してであったことを端的に示している。

（3）原住民族部落の集団移住

重建会は、民間団体の賛助による恒久家屋の申請資格の条件に合わない事例が続々と出たため、恒久家屋に関わる分配の問題などに対処するため、原住民の部落リーダーや宗教各派との協議や政府各部署との協議を経て、内政部に対して「モーラコット台風災害後原住民族部落集団移住に関する、民間による恒久家屋建築プラン」策定を要請した。同プランは、重建会内部の会議を通過したが、その中で集団移住部落が「特定区域」内あるいは「安全堪虞地区」内にあること、部落会議における決議などにより移住の意思を示すこと、部落の総戸数の八割以上が恒久家屋申請を出すこと、地方政府による第一次審査および行政院原住民族委員会による批准を受けること、などが移住の条件として示された。

2011年5月31日現在、三地門郷大社村、霧台郷好茶村、同阿禮村、同吉露村、牡丹郷高士村、同石門村、泰武郷泰武村、瑪家郷瑪家村など8つの村が、部落会議において集団移住についての合意に達し、2011年12月25日には、このうち好茶村・瑪家村・大社村の移住戸がすでに禮納里恒久住宅地に入居を開始している（二周年報告書：46-47）。

（4）恒久住宅地と原住民

二周年報告書では、「二周年を迎えて9割の恒久家屋が完成」という見出しを掲げて35の恒久住宅地の状況を示しているが、その「モーラコット台風災害後永久家屋建築専案管

台湾原住民族と八八水害（続）

表4 恒久住宅地の状況

	縣市名	恒久住宅地名称	支援団体	建築戸数	工事開始時期	入居開始時期	「安置地点」の名称
1	高雄市	高雄市杉林区月眉大愛園区第1期	慈濟基金会	756	2009.11.15	2010.2.22	杉林区月眉農場
2	高雄市	高雄市杉林区月眉大愛園区第2期	慈濟基金会	254	2011.3.12	【2011.10.2入居開始】	杉林区月眉農場
3	高雄市	五里埔小林社区	紅十字会總会	90	2010.3.16	2011.1.15	甲仙区五里埔
4	高雄市	五里埔2基地(小林2村)	紅十字会總会	120	2011.1.15	【2011.12.24工事終了】	杉林区月眉農場 小林村第二基地
5	高雄市	樂樂段	法鼓山基金会	20	2011.4.2	【2012.2.14工事終了】	六龜区寶來里樂樂段基地
6	高雄市	龍興段	法鼓山基金会	17	2011.4.2	【2012.2.25入居開始】	六龜区龍興段基地
7	屏東縣	屏東縣長治百合園区第1期	慈濟基金会	164	2010.4.26	2010.8.6	中央廣播電台長治分台
8	屏東縣	屏東縣長治百合園区第2期	紅十字会總会・キリスト長老教会	106	2011.4.17	【2011.12.30完成(紅十字總会)】	中央廣播電台長治分台
9	屏東縣	瑪家農場禮納里	World Vision	483	2010.3.18	2010.12.25	屏東縣瑪家鄉瑪家農場
10	屏東縣	旧高士部落	World Vision	22	2010.4.17	【2012.1.19工事終了】	牡丹鄉旧高士永久屋基地
11	屏東縣	中間路	World Vision	45	2010.4.17	2010.11.28	牡丹鄉石門村25林班地永久屋基地
12	屏東縣	新赤農場	紅十字会總会	118	2010.12.17	【2011.8.15工事終了】	萬巒鄉新赤農場
13	屏東縣	南岸農場第1期	紅十字会總会	229	2010.12.17	【2011.8.20工事終了】	新埤鄉南岸農場
14	屏東縣	南岸農場第2期	慈濟基金会	56	2011.6.18	【2012.1.15工事終了】	新埤鄉南岸農場
15	嘉義縣	嘉義縣轆子脚第3期	紅十字会總会	116	-	【2012年8月に完成予定】	番路鄉轆子脚三期原住民專区
16	嘉義縣	山美基地	紅十字会總会	26	-	【2012.4.28工事終了】	山美段新基地
17	嘉義縣	152林班地	(World Visionと協議中)	47	-	未定	来吉152林班地
18	嘉義縣	樂野基地	(紅十字会と協議中)	46	-	【2012年8月に完成予定】	阿里山樂野49地号
19	台東縣	旧大武小学校	World Vision	31	2010.3.17	2010.7.26	旧大武国小
20	台東縣	賓茂中学校	World Vision	15	2010.5.11	2010.12.4	金崙村金富段

21	台東縣	嘉蘭第1基地(西側)	World Vision	45	2010.5.28	【2012.4.14工事終了】	嘉蘭第一基地(西側)
22	台東縣	嘉蘭第1基地(東側)	World Vision	47	2010.5.28	【2012.4.14工事終了】	嘉蘭第一基地(東側)
23	台東縣	嘉蘭第2基地	World Vision	15	2010.5.6	2011.1.29	嘉蘭第2基地
24	台東縣	大竹部落基地	World Vision	43	-	【2012年7月に完成予定】	愛國蒲基地

理成果表（2011年6月18日現在）」から、原住民族と関係のある24の恒久住宅地について取り出したのが表4である。

なお、原表に記載されている重建会内部の会議開催回数のデータは削除した。一方で黄智慧氏提供の「原住民被災地恒久家屋基地一覧表」所載の恒久住宅地のみを選んで、同表の順番に準拠して並べ替え、番号を振り直した。【】内のデータは三周年報告書によって補った（三周年報告書：516,525,530,547-548,551）。

（5）建築語彙と文化環境の構築

行政院原住民族委員会は、恒久家屋の建築デザインや文化景観の再構築のため、「モーラコット風災後の復興地区における原住民部落の家屋を対象とした建築文化語彙³⁾の再現計画」や「原住民部落永続発展計画」などの施策を用意した。これにより、被災部落が速やかに原住民独自の伝統文化にもとづく建築デザインを考案し、部落の伝統を支える文化的生命力を永続させることを期待している（二周年報告書：80）。

このうち「建築文化語彙の再現計画」は、行政院原住民族委員会が恒久家屋の文化特色を強化することを趣旨として、家屋外観の文化表象的意匠に工夫を施すことに対して、各戸に（申請にもとづいて）最大10万元（日本円約30万円）の補助を行うというものである。二期に分けて実施され、第一期（受理期間：計画の批准日から2011年6月15日。完成期限は2011年11月30日）には高雄市の月眉大愛園区【表4中の1に当たると思われる】、屏東県の長治百合部落園区【表中の7に当たると思われる】・禮納里部落【表4中の9に相当】・中間路部落【表4中の11の一部に当たると思われる】・台東県の旧大武小学校【表4中の19に相当】・嘉蘭村第二基地【表4中の23に相当】などの6つの恒久住宅地で実施された。第二期（受理期間：2011年9月1日から2011年12月31日。完成期限は2012年6月30日）には高雄市の月眉大愛園区第2期【表4中の2に相当】・楽樂段【表4中の5の相当】・38甲【原表中に記載なし】、屏東県の長治百合部落園区第二期【表4中の8に相当】・吾拉魯滋部落【表4中の12に相当】・新来義

部落【表4中の13および14に対応すると思われる】・旧高士部落【表4中の10に相当】・中間路部落第二期【表4中の11の一部当たると思われる】、台東縣の金崙村金富段（賓茂中学校）【表4中の20に相当】・嘉蘭村第一基地（東側）【表4中の22に相当】・嘉蘭村第一基地（西側）【表4中の21に相当】・嘉蘭村第二基地【表4中の23に相当】・大竹内政部落基地【表4中の24に相当】・嘉義縣の轆子脚第3期基地【表4中の15に相当】・樂野基地【表4中の5に相当】・山美基地【表4中の16に相当】・152林班地【表4中の17】など計17の恒久住宅地で計画が実施された（三周年報告書：281-283）。政府の2つの報告書、あるいは、他の情報等の間には、時間の経過、対応の変化などの諸事情により、住宅地名や範囲が必ずしも一致していないことがあるが、できる限り確認し、注を付した。

（6）恒久住宅地と産業支援・就業支援

恒久住宅地を対象とした産業復興計画について、杉林大愛園区、禮納里部落、長治百合園区など大型の恒久住宅地における試みを代表例としてあげることができる。

杉林大愛園区や小林村の被災生活を支援するため、政府は鴻海グループの永齡基金会との協働により、「永齡有機農業専区」の建設計画を起ち上げ、住民に対して就業機会を提供している。

また禮納里恒久住宅地の支援団体である台湾ワールドビジョンは、台糖龍泉段50号の土地を借用し、恒久住宅地住民の経済作物移植のために開放し、また恒久住宅地周辺の土地を部落の市民農園用地として提供している（二周年報告書：83-84）。

注

- 1) 「特定区域」とは、政府の調査により危険と認定されたエリアの中でもモーラコット重建特別条例第20条の規定【具体的な条文については「3-(2) 八八風災復興関連の法令および復興組織の成立経緯」を参照】によれば、被災地内危険地区の中で特に「特定区域」に指定されたエリアは、居住の制限や強制移住の対象となる。「特定区域」の指定には、政府と住民との協議およびコンセンサスの形成が条件となるが、ひとたび指定されれば、エリア内の住民は居住の制限や強制移住を課される可能性がある。
- 2) 「安全堪虞地区」とは安全性に問題が認められるエリアという意味であり、つまり危険地区ということである。上記条文の規定に従えば、この危険地区の中から「特定区域」を選定するということになると思われるが、ここで述べられている実際の調査およびその後の状況から考えると、排他的な区分のようである。また住民側からすれば、自分の家屋などを含むエリアが「特定区域」に指定されれば、自らが居住の制限や強制移住の対象となるわけであるから、「特定区域」として画定さ

れるか、あるいは単なる危険地区としての指定なのかというは大きな違いであったと思われる。

- 3) 「建築文化語彙」とは、原住民族の建築に関わる無形文化のことであり、それを「再現」するとは、つまり恒久家屋の建築に際して、原住民族文化を反映したデザインなどを採用することで無形文化の伝承を図ることを指す。

(松岡格)

2 一周年に当たって（原民会主任委員 孫大川）

以下は八八水害一周年デモ直後の孫大川氏へのインタビュー記事「孫大川：我々自身が自分で自分を分け隔てない限り、原住民を分裂させることのできる者は誰もいない」（『台湾光華雑誌』2010年9月号86頁）の内容を訳出したものである。

「最もノンポリティカル」、「最も文化概念がある」と形容される行政院原住民委員会主任委員、孫大川はモーラコット風災後に行政院長の呉敦義に抜擢されて、原民会の舵取りを任せられ、原住民被災地における復興活動の調整という重要かつ困難な任務を担ってきた。彼は原住民被災地の復興と未来の発展についてどのように考えているのだろうか？以下は本誌のインタビューの内容である。

（問）復興活動開始以来1年間の成果は多くのものの、活動の過程ではやはり不満の声が上がっており、一年前日に被災民が南部から北上して抗議行動を行いました。どのようにお感じですか？

（答）風災後、政府は山地地域の環境が深刻な被害を受け、回復が難しいことを考慮し、NGO団体等の支持を受けて、原住民同胞達がもし速やかに安全地区の恒久家屋に移住することができれば理想的（な選択肢）なのではないかという考えに至りました。杉林、瑪家、長治の三大恒久住宅地の構想が生まれたのはそういう経緯です。しかし恒久家屋の建立に際して戸数の確認の必要性が生まれたのですが、そこで同意書をめぐる争いが生じてしまいました。

災害が一段落したものの、まだ情勢が混乱しているという時期に、原住民同胞は確かに「政府は原住民を強制的に集団移住させようとしている」という疑念を持っておりました。政府が恒久家屋政策を推進しているのは、強制的な移住のためではありませんし、強制的に原住民郷の土地を収用したという記録もありません。収用

するとしても、当事者の同意を得る必要があるのです。しかし、メディアが不確定な情報をしきりに伝えてきたため、今日に至るまで、原住民同胞は似たような疑惑を抱き続けています。我々としては、対話・説明を強化したいと思っているところです。

(問) ですが、モーラコット条例第20条には確かに「安全性が疑われる土地は「特定区域」として指定し、居住を制限し、期限を設けて強制移住を行う」と明記してありますね？

(答) 昨年10月以前には政府は被災民が皆恒久家屋に移住できることを望み、安全でない山地地域に戻ることを望みませんでした。そこでモーラコット条例の条文にこのような記述があるのです。

当時私共では20数個の部落に赴いて、対話と説明を行いましたが、その際にもしこのような規定によって原住民郷に対する居住制限や完全移住を推し進めているやり方は同胞が決して受け入れないだろうということを、深く認識しました。ですから行政院内部における複数の会議において、この問題をめぐって我々は関連する各部署と対立することになりました。幸い最後にはコンセンサスを得ることができましたけれども。「特定区域」画定には同胞の同意が必ず必要です。同胞が「特定区域」の指定を受けたくない場合は、「安全堪虞地区」の方式で認定を受けて恒久家屋の分配を受けるという方法もあります。それでもまだ疑惑を拭えないという同胞については原住地に居留しつづけることも可能です。中央重建会は「居住を制限するということを、「『災防法』にもとづいて緊急避難通知が発布された時にこの種の区域内に住む住民は居住し続けることができない、災害からの避難に協力しなければならない」という意味に限定しました。このような共通認識が得られた後、恒久家屋政策の推進はだいぶ順調になりました。

このような大規模な集団移住は初めてのことですから、復興過程においては問題に行き当たるごとに、検討・修正を行いながら実務的に問題の解決に当たってきました。こうしたやり方は呉院長が着任以来保持してきたポリシーを示しています。

「88連盟」のケタガラン大道における徹夜街頭行動において提出された要求というのは、大部分において山地の復興問題に関わるものです。というのも未だに6千人以上の原住民が山地の「安全堪虞地区」に留まっているわけですけれども、山地から外界に通じる橋や道路の多くは破損被害を受け、修復の進度も予定通りに

いっておりません。同胞達は政府が平地の復興ばかり重視し、山地の需要に対して関心を払わないのだと感じています。実のところ政府としては無関心でいるわけではなく、次のように客観的な条件が許さないという状況なのです。例えば道路の基盤自体が流失してしまっているとか、道路状況があまりにひどいために大型の機械を投入できないとか、あるいは工事の入札がうまく行かずに、何度も入札流れになってしまった、といった場合があります。我々としては問題解決の速度を速め、不満を減らすことに向けて努力するしかありません。

(問) この一年間、多くの部落において、移住に対する意見がぶつかり合ったり、入居資格の公平性といった要因により、元来はまとまっていた部落に亀裂が生じたり、未来の復興に向けて不利な事態が生起しています。このような状況に対してはどう対策をとっていくおつもりでしょうか？

(答) これについては我々も最も心配していることです。というのも、復興というのは家を建てればいいというものではありません。必ず就業環境問題や、社会・文化・心理・エスニシティなどの各種アイデンティティの再構築の問題に関わるのです。これに関しては政府の努力は手薄であり、処理の繊細さに欠けていたと言わざるを得ません。行政院もこの点を反省してすでに自ら再検討を始めており、こうしたソフト面の復興活動が次の段階における最重要課題となることは間違いないでしょう。

例えば恒久家屋に移住後、複数のエスニック・グループが併存する場合であれば、支援団体による統一規格の設計により工事を行うという形では、人間関係のネットワークが散逸してしまいます。恒久住宅地の管理については多種多様な意見があるはずですから、復興活動の次の段階においては、例えば管理委員会などの組織を創立して、速やかに対話のプラットフォームを作ることによって、コンセンサス到達に向けて努力すべきです。

同時に、同胞にも認識して欲しいことがあります。というのは、山地から平地へ移住した後に山の上の関係をそのまま維持することはあり得ないわけであり、必ず恒久家屋の新システムの中で、新たな社会関係、文化ネットワーク、あるいは新規範を構築する努力をする必要があるということです。

このような適応の過程は長く苦しいものであるはずです。政府の専門家のサポートも必要ですが、もっとも重要なのはやはり同胞自身の意思と自覚です。

ですから私は学術界や原住民に関心を持つ団体に向けて、この段階においては「対話」を重視するべきである、内部における対話を漸進的に展開させ、よい土壤を作ることで、はじめて新生命の発芽を促すことができると、呼びかけ続ける必要があるわけです。もし拙速に結論を下し、焦って「文化分裂」や「原住民と漢族の対立」といった批判を持ち出したり、あるいは藍・緑¹⁾の間のポリティクス下のゲームのようにみなしたり、といったことは復興活動における新文化の形成にとって有利には働きません。原住民の助けにはなりません。

(問) 原住民が下山した後、その産業はいかに復興させるのでしょうか。鴻海グループが進める永齡農場は原住民に合っていると思われますか？

(答) 永齡のモデルは一つの発展モデルではあると思います。ただし私はもっと大きな視野から原住民産業全体の未来について見通すことができるようにならうと思います。

現在に至るまで、中華民国政府は原住民産業について何の政策も用意していませんでした。原住民の産業はずっと主流社会の産業政策に従属し、資本主義的分業システムの中で動いてきました。例えば政府が高冷地野菜を推奨すれば、我々は高冷地野菜を植え、誰かが桃を植えれば、我々も真似して植える、といった具合です。原住民社会や伝統的生活方様式を基礎として原住民のために独自の産業モデルを探し出す、ということを政府は一度もやってきませんでした。

例えばですよ、現在第一線で活躍する歌手や役者の多くは原住民ですが、しかし原住民の映像産業政策というのがあるわけではありません。農業も主流社会のシステムに従って動くわけですが、原住民同胞が経営を不得意としているため、銀行がローンを組んでくれたとたん、我々は悲劇に見舞われるわけです。もし原住民の個性と価値観に合う小規模の有機農業を発展させて、まず自給自足を求め、同胞の貨幣に対する過度の依存度を低下させることができれば、部落の秩序と尊厳を維持できる産業発展モデルを発見することができるのかもしれません。

また林業政策についても検討の余地があります。原住民は森林の保護と生計の維持の間のバランスをとりながらいかにして新しい道を切り開くことができるのか。例えばイスラエルの山村と政府が「山林共同管理」制度を作っています。文化創造産業も原住民産業発展の重要な道です。こうした産業発展について2012年の政府の組織改革完成の前に整理されて、原住民の中心的任務となっていることを望みます。

注

1) 藍は国民党、緑は民進党のシンボルカラーである。

(松岡格)

3 原住民の運動及び研究者の取り組み

(1) 台湾原住民族の抗議・権利要求運動と行政訴訟

本項では、八八水害に関わる原住民族による抗議・権利要求運動のうち、2010年3月以降の動きについて、「八八災害後の台湾原住民族抗議・権利要求活動事件簿」(黄智慧著「八八災後台灣原住民族抗争運動事件簿」、潘英海主編、『展望南台平埔族群文化學術研討會論文集』、台北：国立台湾博物館、2012年8月)から一部訳出し、紹介する。

①抗議・権利要求運動一覧

まず上記の黄智慧氏の論文に掲載されている「八八水害後原住民族抗議・権利要求事件表」から、2010年3月以降の部分をとりあげて紹介する。すなわち、下掲の表5である。なお、原表では下記の「事件」を六つのカテゴリーに分け、それぞれのカテゴリーの中で日付順に表記しているが、表5ではその分類を取り払い、全てを日付順に並べている。その代わり、表の右端の欄に「原表にある分類」として、2010年3月以降に動きのある五つのカテゴリーを注記してある。また、(1)地名などは原表の漢字表記に準拠していること、(2)人名も同様に原表の漢字表記に準拠していること、(3)「重建」の訳語に関して地の文では「復興」を用いたが、団体名などは原語を尊重したこと、(4)表に注記されていた図に関する表記を削ったこと、などを予め断っておきたい。また、附録は原文に20あったが、6つ選んで〔付録1-6〕として掲載した。なお、原文にあった写真12枚は紙数の都合で割愛した。

【付録1】「私を愛しているなら、どうか私を見物に来ないで」

(2010年8月1日記者会見開催通知)

高雄縣杉林大愛恒久家屋は、本年【2010】2月11日に正式に入居が開始されましたが、それからすでに5ヶ月半の月日が経ちました。ところがその後、実に22週間にわたって、週末になると必ず大型の訪問団体の来訪やボランティア活動の波がここに押し寄

台湾原住民族と八八水害（続）

表5 抗議・権利要求運動一覧（2010年3月以降）

日時	事件	民族名	原表にある分類
2010年 3月14日	霧台基督教団体は、長治分台恒久家屋の建設団体が仏教団体であることを憂慮し、「復興・移住連合祈祷会」を挙行した。これには38の連署組織と399部の連署書類による連署行動により、共同で基本人権原則に則って「尊厳ある復興」を確保することを求めた。	ルカイ族	B. 慈済大愛園区争議
2010年 3月15日	霧台郷ルカイ族の人々と各界の人士が高雄縣政府に対して「我々は尊厳を重んじた条件下で復興を行うことを求める」連名書を提出した。	ルカイ族	D. 復興方式・地点に関する争議
2010年 3月18日	行政院農業委員会が阿禮部落全域を特定区域に指定したことに対して、阿禮部落の住民の一部が、政府が部落の「コンセンサス」を尊重しないことに対して不満を表明し、政府に対する請願行動をとり、阿禮上部落の特定区域への指定取消を請求した。	ルカイ族	A. 特定区域の划定に対する反対活動
2010年 3月19日	霧台のルカイ族被災者が政府に対して正式に八点の要求を、慈済による長治分台恒久家屋エリア建設受入にあたっての最低ラインとして提示した。 1. 四つの部落の12箇所の教会用地を確保すること。 2. 当該エリアの入口のデザインは部落の芸術家による設計によること。 3. 家屋の企画・設計に住民を参与させること。 4. 家屋の組み合わせを二軒一セットの形とし、長屋式の一列配置方式の採用をとりやめること。 5. 道路などの行政エリアの名前を住民自身に決めさせること。 6. 四つの部落それぞれに各自の活動センターを与えること。 7. 生活の自主権は住民の自己管理によって決定すること。 8. 慈済は家屋の建築に対してのみ責任を持つこと。	ルカイ族	B. 慈済大愛園区争議
2010年 3月22日	霧台郷鄉民代表一行が屏東縣政府において縣長と面談していた際に、屏東縣がすでに2月20日に霧台郷長と高雄靜思堂において会合を持っていたことが明らかになった。その際縣政府は3月19日に住民が提出した八項目の要求をまとめて伝えてないどころか、慈済との協議で新たに九項目の決議をなして反撃する行動に出た。	ルカイ族	B. 慈済大愛園区争議
2010年 3月24日	ルカイ族の各部落の団体は、慈済が八項目の要求を受け入れないのであれば、慈済による家屋建設を拒否し、他のNGOに対して協力を要請するとの決議を行った。	ルカイ族	B. 慈済大愛園区争議
2010年 4月24日	阿里山ツォウ族各部落の自救会は、原住民郷の生存権を護持するため、恒久家屋の建設地選択やそれに関わる復興に関して当局が現地の声を尊重していないことに抗議し、史上初めて阿里山公路を封鎖する抗議行動を行った。	ツォウ族	D. 復興方式・地点に関する争議
2010年 6月3日	桃源郷勤和村に属する上流各部落の住民は、徒步にて郷公所に抗議に訪れ、郷公所に対して玉穂便道【農業用道路由來の臨時道路】のコンクリート敷設工事を行い、河	ブヌン族	D. 復興方式・地点に関する争議

	川増水期が過ぎてからラ芙蓉から勤和に至る六つの吊り橋を修繕するように要求した。		
2010年 8月1日	大愛園区に対する観光行為に対して原住民団体は記者会見を開き、「私を愛しているなら、どうか私を見物に来ないで」との訴求を明示した。【付録1】参照。	八八大礙 関心小組。	B. 慈済大愛園区 争議
2010年 8月6日・7 日	八八水害後一周年に際し、被災原住民族達は、徹夜の街頭抗議行動を決行し、「強制移住反対、分断反対、原住民の故郷を守ろう」とのスローガンを掲げた。【付録2】参照。	ブヌン・ ルカイ・ パイワン・小林 (シラヤ)・ツオウ族などの自救団体。	C. 八八水害周年 関連
2010年 8月18日	八八大礙関心小組は「私を愛しているなら、私のために給油してください」との記者会見を行った。【付録3】参照。	八八大礙 関心小組。	D. 復興方式・地 点に関する争議
2010年 9月8日	八八大礙関心小組は「私を愛しているなら、四輪駆動救護車をください」と訴えた。【付録4】参照。	八八大礙 関心小組。	D. 復興方式・地 点に関する争議
2010年 11月30日	阿禮上部落の成員の権益を確保するため、阿禮部落住民の包泰德・沙惠良などが三名の弁護士（林三加・楊大徳・顏華歆）に伴われ、台北地方高等法院において、政府に対する行政訴訟を提訴した。この訴訟行動は同年3月15日に原告等がルカイ族文化の伝承を守りつつ復興を行うという重大なる使命にもとづき、原告等が居住していた土地を特定区域として指定するという処分に反対して請願を提起し、阿禮部落に対する特定区域の指定取り消しを請求したことをさらに一步進めたものである。	ルカイ族	A. 特定区域の画 定に対する反対 活動
2011年 1月21日	台東縣嘉蘭村住民は横断幕を掲げて抗議行動を行い、県政府による強制土地収用の公告を取消し、民有地の強制収用に替えて国有地を用いることを要求し、また、ちょうど復興進度の視察のために台東に訪れていた監督委員に陳情書を手渡した。	パイワン 族	D. 復興方式・地 点に関する争議
2011年 4月14日	高雄市【2010年12月25日以後、縣市合併により、高雄縣は高雄市に改組】達卡努瓦里の住民は市政府に対して陳情を行い、達カ努瓦が土地に関して全く不安ではなく、移住は必要ないことをアピールした。	ブヌン族	D. 復興方式・地 点に関する争議
2011年 8月4日	嘉蘭自救会は台東縣政府の前で「モーラコット風災に対して国家賠償を請求する」記者会見を行った。	パイワン 族	E. 被災部落によ る行政訴訟
2011年 8月5日	屏東縣好茶村は「モーラコット風災に対して国家賠償を請求する」記者会見を行い、好茶村住民は国家賠償請求訴訟を提訴した。【付録5】参照。	ルカイ族。	E. 被災部落によ る行政訴訟
2011年 8月7日	高雄市小林村の村民は国家賠償請求を行った。	小林村	E. 被災部落によ る行政訴訟
2011年 8月8日	水害後二周年に当たり、高雄・屏東の被災原住民族は行政院の入口前にて「原住民郷の居住権を還せ、原住民郷道路の安全を守れ、政府の宣伝が不正確だ」と訴える記	台灣原住 民族部落 行動連盟、	C. 八八水害二周 年関連

台湾原住民族と八八水害（続）

	者会見を行った。【付録6】参照。	八八再造連盟等。	
2011年 12月18日	台東縣嘉蘭村自救會はモーラコット風災国家賠償請求訴訟について記者会見を行った。	パイワン族	E.被災部落による行政訴訟
2012年 2月4日	屏東縣好茶村は正式にモーラコット風災国家賠償訴訟の記者会見を開き、好茶村部落の大頭目・柯光輝、長老・林添增、村長・陳保華、鐘思金牧師、鄉民代表・李金龍が族人を代表し、「好茶滅村は政府に責任あり！教訓を読み取り、国家賠償をせよ！」と訴えた。	ルカイ族	E.被災部落による行政訴訟
2012年 2月15日	阿里山鄉來吉村の住民は蘭后民宿において「來吉復興移住遅延 現地調査」記者会見を執り行い、嘉義縣政府が繰り返し復興速度を引き延ばし、土木専門家による独断専行を許していることに対して強烈に抗議を行った。	ツォウ族	D.復興方式・地点に関する争議

せ、住民の困惑と不便の種となっています。八八水害から一年間が経とうというこの時期に、我々「八大大礙關心小組」は、「大愛村は動物園でもないし、博物館でもない。被災民は参観の対象であるべきでない」と声を大にして訴えたい。我々は会見現場にて心を込めて制作したショート・ムービーを放映する予定です。被災民を参観したり、消費災害を発生させたりすることがないよう、心より望みます。

主催：八大大礙關心小組

時間：2010年8月1日（日曜日）午前10時30分

開催地：Youth Hub 青年交流センター（台北市忠孝東路一段31号1階、MRT「善導寺」6番出口より至近）

参加者：

台湾原住民部落行動連盟代表 欧蜜・偉浪

南方部落復建連盟代表 吳紹文

政治大学メディア学科学科主任 郭力昕

ドキュメンタリー・フィルム制作者 馬躍・比吼

都市原住民後援会会員 巴棘路（マヤオ・ビホ）

「八大大礙關心小組」とは…

モーラコット台風災害復興に关心を寄せる仲間達である。八八水害後、各団体が恒

久家屋を陸続と建立するにつれて、多くの問題が浮上してきた。例えば、援助者が被援助者の気持や実質的な需要を軽視していた、といった問題である。八八大礙關心小組を創立した目的は、正にこうした問題を指摘し、反省や討論のために供することにある。

【付録2】「故郷を守り、自主的に復興させる—我々は政策決定への参与権を求める」

八八水害一周年徹夜の街頭行動

活動時間：2010年8月6日（金）18時から8月7日（土）9時30分

災害一周年に当たり、総統は8月8日に恒久家屋の完成を見るのを期待すると言ったが、被災民の絶望を見ることができないのだろうか？一連の被災民に対する強制移住や分断行動、そして原住民郷を消し去ろうとする政府の「災害復興政策」に直面した原住民族は、災害後一周年に総統府前に至り、台湾社会と国際社会に向けて、自らの心を大声で表明する。

偽物の「復興」、強制移住の真実、そして偽物の「恒久」、離散の真実を、全て我々は（偽物を）拒絶する！

我々は

1. 避難対策という名の離散ではなく、原住民部落の集団権を尊重した部落の復興、
2. 全ての強制移住政策を停止し、原住民の自主的復興の権利を返還すること、
3. 原住民族基本法を履行し、原住民の自主・自決・自治の基本権利を返還すること、などを求める

「強制移住に反対し、分断行為に反対し、故郷を守る—原住民は政策決定過程に参与し、自らの未来を決定することを求める」行動

集合時間：8月6日（金）18時 集合地点：自由広場

活動過程：19時 ケタガラン大道へ向けてデモ行進する

※徹夜用の装備を準備してください

活動連絡人：台湾原住民族部落行動連盟 龍靖雯（電話番号省略）、伍杜・米将（電話番号省略）

台湾原住民族と八八水害（続）

主催準備組織：台湾原住民族部落行動連盟

参加組織：

被災区団体：台湾八八水害小林重建發展協会、八八水害高雄縣原住民族部落再造連盟、ツォウ族青年行動連盟、台東縣部落行動連盟（陸續と增加中）

NGO 団体：小米穗原住民文化基金会、台湾原住民族政策協會、台湾原住民族学院促進会、中華民国社区营造学会、台湾基督長老教会、台灣人權促進会、台湾環境行動網、環境法律人協會、台湾蛮野心足生態協會、台湾人民監督法院協會、高雄市原住民部落大学、手護台灣志工団（陸續と增加中）

【付録3】「私を愛しているなら、給油（応援）してください」

八八大礙関心小組・記者会見通知

2010年8月18日

モーラコット風災からすでに一年が過ぎたのに、被災区住民の基本生活上の問題は減っていないが、高雄縣の那瑪夏郷の現象はその端的な例である。風災後に那瑪夏郷につながる台21号線はひどい損害を受けてすでにバスの通行が不可能になり、住民が山を下りる際には、（時折落石のある代替道路を）4WD車の乗り換えリレーによって始めて通過できるという事態となっている。お年寄りの通院、子どもの通学の必要上から、原住民のガソリンに対する需要が大幅に上昇している。その使用量はすでに風災前の使用量をはるかに超えている。

那瑪夏郷にはもともと民営のガソリンスタンドが存在していたのだが、風災後に中国石油が当該ガソリンスタンドへのガソリンの供給を停止してしまうと一年になる。住民が甲仙郷にまで下山してガソリンを買いに行く費用は、往復で台湾元1000元以上にまで達している。災害後に経済的収入が低くなっている被災民からすると、震災後のガソリン費用はすでに重要な民生問題となっている。皆さんに被災民を参觀しに行かないように呼びかけた前回の記者会見に引き続き、八八大礙関心小組は中国石油と社会の大衆に対して、那瑪夏郷に代わって「給油」することを求める。そして中国石油に対して被災区住民のガソリン不足の苦境を即刻改善するよう求めれる。記者会見の現場ではショート・ムービー「私を愛するのであれば私のために給油して」を放映する。那瑪夏郷の郷民は、農産品とガソリンタンクを持参して、記者会見の現場に

来場されたい。

主催組織：八八大礙關心小組

時間：2010年8月18日（水）午前10時10分

地点：Youth Hub 青年交流センター

（台北市忠孝東路一段31号、MRT「善導寺」駅六番出口）

参加者：

都市原住民後援会会員 巴棘路

達卡努瓦村民 夥布

那瑪夏鄉民 吳紹文

ドキュメンタリー・フィルム制作者 馬躍・比吼

【付録4】「私を愛しているなら、四輪駆動救護車をください」

プレスリリース

2010年9月8日午前10時 Youth Hub 青年交流センター

昨年の風災後、行政院モーラコット台風重建委員会は總統による被災地視察用の四輪駆動車両のために1000万元の予算を計上していた。また昨年末外交部は、現地の風災地区の医療救護のためにと、87輛の四輪駆動救護車両をグアテマラに寄贈した。そして今年初めに国防部は80輛の四輪駆動救護車を購入したが、部内で用い、民間救護用に投入することはしなかった。これに対して、モーラコット台風発生後すでに一年を過ぎ、道路状況が劣悪な被災地に対しては、一台の四輪駆動救護車も配備されていない。例えば高雄縣の那瑪夏鄉では、達卡努瓦村から旗山の省立医院までは車で三時間かかる距離であるが、路はでこぼこで、移動するごとに激しく揺れることを覚悟しなければならない。このような人命にかかる大事にあたり、八八大礙關心小組は社会大衆に向けて、次のように呼びかける。災害復興に対する政府の行動にともに注意しよう、と。そして災害を生き残った原住民族の同胞が救護設備不足が原因で、病院搬送途中で命を落とすといった事態を発生させないようにしよう、と。

那瑪夏鄉郷民の吳紹文は、4月に戸籍を同郷に移して暮らし始めた後、部落の民生

問題の多くが、政府によって適切に処理されていないことを発見したと述べている。緊急に村民を病院に搬送しなければならなかつた際にも、当日は降雨により路が滑りやすく、かつもともと道路状況が劣悪なため搖れがひどく、四輪駆動救護車でなければ通行が不可能であった。そのために搬送が大幅に遅れてしまった。やはり被災地区である桃源郷・霧台郷にも四輪駆動救護車は存在していない。被災地は、十分か二十分ほどアスファルト舗装の道を行けば病院に至ることができるような市街地と違うということを、政府は正視しなければならない。

中央研究院民族学研究所の黄智慧研究員は、四輪駆動救護車のような基本的な需要は容易に解決できるのであり、どこの被災地が、あるいはいくつかの消防隊が何台の四輪駆動救護車が必要なのか、などということは、すぐに判明させられることだと指摘している。しかも中央には行政院長が召集人となったモーラコット台風災害復興委員会があり、内政部長も委員の一人となっているわけであり、災害後に山地地域で四輪駆動救護車を特殊配備して需要に応えることは、行政院重建委員会のレベルであれば、簡単に処理できるはずである。政府に対しては、速やかに四輪駆動救護車を被災地に配置することを期待する。また黄研究員は、この件を通して、政府の災害救護活動が本末転倒になっているを見て取れるとしている。被災地で最も必要とされている、油、水、電気、道路などの民生問題を後回しにして、（当局は）話題になりやすい土地や恒久家屋などの問題に大部分の力を注いでいるのであり、非常に問題である、ということである。

八大大礙関心小組のスポーツマン、馬躍・比吼は、政府の考え方に対する疑問を投げかける。外交部がもしグアテマラの被災地に四輪駆動救護車が必要と考えて80数輛を国外に送るのであれば、行政院が総統の視察のために1000万元を使って四輪駆動車を準備する必要があると感じるのであれば、そして、国防部が一度で80輛の四輪駆動救護車を購入して軍用に用いるのであれば、なぜ被災地の原住民族にだけは四輪駆動救護車が用意されないのであるのか？台湾原住民の生命は比較的安価だとでも言いたいのか？

【付録5】「屏東縣好茶村はモーラコット風災に対して国家賠償を求める」記者会見

2011年8月5日 午前10時30分 於屏東縣政府ロビー

好茶滅村は政府に責任あり！教訓を読み取り、悲劇を避けろ！

2009年8月8日の早朝、モーラコット台風は洪水を来襲させ、一夜のうちに好茶部落の合計127軒の家屋が全て押しつぶされて、惨憺たる被害を受け、住民の一生の心血が灰燼に帰した。その傷と痛みは今に到るまで、容易に回復しがたく残ったままである。しかし、好茶村は2005年7月にハイタン（海棠）台風の被害を受けた上に、なぜさらにもう一度悲劇を繰り返さなければならないのか。災害の発生は、天災なのか、あるいは人災なのか？部落の構成員は、政府の不作為がなした人災に間違いないと考えている！

好茶村は1977年の移住から滅村に瀕している現在に至るまで、幾度となく規模の異なる様々な災害を受けてきた。村民は繰り返し河川の補修実施を要求したが、政府の無視や軽視に遭い、十数年の時間は政府に河道の上に消波ブロックを置かせただけで空しく終わり、政府の怠慢・不作為と移住引き延ばしは、モーラコット風災の際に、住民がより大きな被害・損失を被る原因となった。もうこれ以上我慢できないという状況のもとで、好茶部落村民全体は国家賠償請求を行うことを決心した。

モーラコット風災から2年を迎え、失った故郷を哀悼するとともに、好茶村の140人の被災村民は、法律扶助基金弁護士団の林三加・陳逸如弁護士の協力のもと、集団で屏東県政府、原住民族委員会、水利署、農業委員会に対して国家賠償の請求を行い、屏東県政府において国家賠償の記者会見を挙行する。好茶村部落の大頭目・柯光輝、長老・林添增、村長・陳保華、郷民代表・李金龍は族人を代表し、厳正に政府に対して訴える。「好茶滅村は政府に責任あり！教訓を読み取り、悲劇を避けろ！」と。

弁護団は、屏東県政府は隘寮渓の浚渫能力不足、防洪標準不達成によって河岸に危険を及ぼしているといった問題に責任を持つべきであり、農業委員会と水利署は傾斜地の保養管理の失策および河川災害防護の部分の責任を持つべきであり、また好茶村ルカイ族の人々を隘寮渓河道の浸水しやすい地区に強制移住させた点に関して、原住民族委員会と屏東県政府は移住政策や安全予防に責任を持つべきであると、主張している。

好茶村の被災民衆は、家屋に損失を受けただけでなく、伝統的服装、陶器の壺、瑠璃珠（トンボ玉）などの貴重な文化資産、すなわちルカイ族祖先伝来の文物が土砂に埋もれるという前代未聞の事態に直面し、政府に償いを求める。そして災害後に家屋を流失した上に、住民が民間銀行の住宅ローンを背負いこむところに追い込まれると

台湾原住民族と八八水害（続）

といった結果を招いた政府の不合理な政策に対して提訴を行う。関連組織には故郷を失う痛みを理解し、責任ある態度で、速やかに好茶村の被災住民と国家賠償の協議を進め、住民に対して大変遅れている公正なる対応を実行し、政府には好茶の教訓を読み取り、悲劇の再演を避けることを期待する。

ニュース連絡人：好茶村・郷代表 李金龍（電話番号省略）

【付録6】「原住民郷復興の速度ゼロ、強制移住は9割に一原住民郷の生存権の返還・原住民郷の道路の安全を要求し、復興宣伝の偽りに対して抗議する」記者会見（2011年8月8日）

モーラコット風災から満二周年を迎え、上は總統、下は地方に至るまで、力を尽くして功績や徳行を褒め称え、またぞろ経費の消耗度などの数字をもって政治成績を粉飾し、「被災した部落の復興はゼロ、安全に帰郷の進度はゼロ」の実情を覆い隠そうと企図している。

馬英九総統は8月1日の原住民族記念日に声高に恒久家屋の建設速度が九割に達したことを宣言した。この宣言は何を表しているかと言うと、行政当局が原住民郷の実質的な復興を重視せず、——まるで原住民の故郷は観光風景区ほど重要でないと言わんばかりに——、唯一の選択肢としての強制移住政策を強行するだけに終始し、二年にわたる消極的な行動により、原住民郷の住民達を道路の問題によって生計の苦境に陥らせている、ということをはっきりと証明しているのである。そして、本来必要な一連の措置を欠いた、誤った恒久家屋政策も、恒久家屋に入居した原住民族が自らの力で復興できない方向へと、呆然と未来に直面するしかない状況へと追いやっている、ということをはっきりと証明しているのである。

また、小林村、嘉蘭部落なども国家賠償の請求を行い、政府の広域引水工程と基礎防災措置の不足が、住民に痛みと災難を受けさせる事態となつたことに対して、正視し、向き合うことを政府に要求している。恒久家屋エリアの被災民は自分達で教会を建設しているが、一方で政府の政策下で制度的に民間の財産を占有する悪行がなされている。

したがって、嘉義・高雄・屏東・台東などの被災地から来た原住民達、そして原住民族の発展に心を碎いてきたNGO組織などは、再び前に出て各界に向けて目下の復

表6 八八水害後に原住民族が国家に対して提起した行政訴訟

	部落	日時	原告	被告	訴訟目標	注記
1	屏東縣 阿禮部落	2010年8月15日 行政訴訟を提訴	部落住民 13人	行政院農業委員会	特定区域 指定の取消	請願は不成功に終わり、目下、訴訟中である。
2	嘉義縣 來吉部落	2010年4月12日 行政請願を提訴	部落住民 117人	行政院農業委員会	特定区域 指定の取消	請願後、部落会議を再招集。住民の半数以上が画定を望まなかつたため、重建会は「特定区域」の指定を取り消した。
3	台東縣 嘉蘭部落	2011年8月12日 行政訴訟を提訴	部落住民 3人	行政院中央重建会、台東縣政府	民有地強制収用の取消	請願は不成功に終わり、訴訟中である。
4	台東縣 嘉蘭部落	2011年12月1日 国家賠償訴訟を提訴	部落住民 68人	原住民族委員会、農業委員会、林務局、水保局、水利署、水利署第八河川局、台東縣政府	国家賠償	2011年8月4日に一度請求を行ったが、不成功に終わった。そこで家屋損壊、文化資産流失に対する賠償訴訟として提訴。
5	屏東縣 好茶部落	2012年2月4日 国家賠償訴訟を提訴	部落住民 118人	行政院、原住民族委員会、農業委員会、林務局、林務局屏東林区管理処、水保局、水利署、水利署第七河川局、屏東縣政府	国家賠償	2011年8月5日に一度請求を行ったが、不成功に終わった。そこで家屋損壊、文化資産流失に対する賠償訴訟として提訴。
6	高雄市 小林村	2012年1月20日 国家賠償訴訟を提訴	小林村民 230余人	高雄市政府、高雄市甲仙區公所	国家賠償	2011年8月5日および7日に請求を行ったが、不成功に終わった。そこで人命の損失に対する賠償訴訟として提訴。
7	高雄市 南沙魯部落ツォウ(サアロア)	2012年2月6日 国家賠償訴訟を提訴	部落住民 33人	高雄市政府、高雄市那瑪夏区公所、行政院水保局、經濟部水利署南区水力資源局	国家賠償	2011年8月7日に請求を行ったが、不成功に終わった。そこで家屋の損壊、人命の喪失についての賠償訴訟として提訴。

興の実情を説明し、同時に復興を担当する政府官僚（重建会・交通部長・行政院長なども含む）に対して、我々に向けて「ハッキリと言い、明白に話せ」と、正直に復興の力不足の問題を認めよと、原住民族の抱える問題に対して正面から向き合えと、要求する。

発起団体：台湾原住民族部落行動連盟

参与組織：八八水害高雄縣原住民部落再造連盟、高雄市原住民鄉團体、台東縣原住民嘉蘭災難自救並文化經濟產業促進会、阿里山鄉來吉村自救委員會、屏東縣霧台鄉愛鄉發展協會、魯凱中会、排灣中会、台灣基督長老教会原住民宣教委員會、台灣原住民族政策協會、台灣原住民族學院促進会、小米穗原住民文化基金会、台灣原住民族非政府組織連盟等



②行政的救済請求および訴訟行動一覧

前掲の抗議・権利要求運動一覧（表5）から見て取れるように、2010年3月以降の原住民族自身による行動の特徴の一つとして、訴訟やそれに準ずる行動がある。原著「八八災害後の台湾原住民族抗議・権利要求活動事件簿」には、特にこれに関わる別表「八八水害後に原住民族が国家に対して提起した行政的救済請求および訴訟行動表（2011年10月黄智慧作成）」がつけられている。これに関しては、原表を全訳し前頁の表6とした。

（松岡格）

（2）八八風災復興関連の法令および復興組織の成立過程

本節は、黄智慧氏の論文「『多元文化』理念の脆弱性」（黄智慧著「多元文化」理念の脆弱性：莫拉克災後重建政策思維法令與組織型態」潘英海主編、『再現南台平埔族群文化 學術研討會論文集』、台北：国立台湾博物館、2012年8月）から、第二節・第三節および結論の内容を抄訳したものである。本節では原著における第二節の内容を第①部、第三節の内容は第②部として配置している。

① 八八風災復興関連法令の制定経緯

モーラコット台風風災後10日に当たる8月21日に、行政院は「モーラコット台風災後重建特別条例」草案とそれに関わる莫大な予算を通過させた。そして2週間後に当たる8

月 25 日に臨時会期を開始した立法院は三日間という短期間で同条例を通過させ、かつ 1200 億元の国家予算を割くことを決定した。そして 28 日には同条例が実施された。

こうした条例の決定・実施過程に対して、大きな批判が寄せられた。批判された第一の点は、条例の内容について議論する公聴会がセッティングされなかつたということである。また、正式な立法院会期中ではない、臨時会議において、たった 20 分の議論において決着がついてしまつたという点も批判された。そして最も議論を呼んだのが、強制的な集団移住の根拠となつた同条例（修正案）第 20 条の内容である。

第 20 条 被災地の復興に当たつては、当該地域の住民・コミュニティ（部落）組織・文化・生活方式を尊重するべきである。中央政府・直轄市政府・縣市政府は、被災地内の危険と判断される土地、あるいは違法建築の存在する土地について、原居住者との協議により合意を得られれば、その土地を特定区域として指定し、居住を制限、あるいは期限を設けて強制的に移住させる権限を持つ。かつ前項に符合する適切なる対応をとるべきである。

注意が必要なのは、ここで言及されている「特定区域」の画定と、1999 年の九二一地震の際に当時の総統であった李登輝が発した『緊急命令』に記載されていた「特定区域」の画定（に伴う強制移住）とは性質が異なるということである。九二一緊急命令における「特定区域」の画定は最大半年間で失効するものであり、住民の居住権を制限するようなものではなかつたが、八八風災特別条例におけるそれは有効期間が区切られておらず、居住権を制限するものであるということである。

政府は八八水害に対処するための政策立案の迅速さを誇示しており、確かに当該特別条例は、九二一地震の復興条例より大幅に早く成立している（後者は成立まで四ヶ月半、前者は 18 日間）。このような異常とも言うべき早さは手放しで褒められるべきものなのだろうか。まず八八水害の場合では開催された公聴会が実施されていない、つまり専門家などによる意見が反映されていないことを思い出してもらいたい。そしてより重大なのは、被災者の法令決定過程への参与が不足しているという点である。

さらに注意が必要なのは、やはり災害発生から 26 日という早さで成立した『国土保全を優先する地域復興計画ガイドライン』の性質である。上述した特別条例第二条では「人を優先し、生活を核心とみなし、多元文化の特色を尊重し、コミュニティの参与を保障す

る」とした上で、「あわせて国土保全と環境資源教育に配慮する」としていた。ところがその後に行政院重建会が作成した上記復興計画では、名称自体に「国土保全を優先」することが明記されており、優先順位が逆転しているのである。その後に出された行政院による重要書類、『中華民国 99 年国家建設計画』『中華民国 100 年国家建設計画』が言及しているのが前者（特別条例）ではなく、後者（復興計画）であることから、「国土保全」の方針がより重視されていることは明らかである。「国土保全を優先する」という価値を人・生活・多文化よりも上位に置き、復興の最高指針にするということはどういうことなのだろうか。

②復興組織の編成方法

(a) 成立背景

災害に対応する政府の経常的組織としては、従来から内政部「中央災害応变センター」が存在したが、8月8日の台風到来によって大きな被害がもたらされた後、8月9日に行政院院長劉兆玄は「モーラコット台風救災センター」を成立させた。また8月14日開催の国家安全会議の決定により、8月15日、中央級の災害復興組織として、行政院内に「モーラコット台風災後重建推動委員会」が成立した。同委員会では行政院長が主任委員を兼務し、同主任委員からの任命により蔡勳雄を執行長、高華柱・林中森・陳振川を副執行長とし、運営を開始した。この委員会は『災害防救法』第37条第1項の規定を根拠として設置されたものであった。

執行長に任命された蔡勳雄は経済建設委員会の主任委員であり、行政院政務委員を兼務、二名の副執行長はそれぞれ国防部長と行政院秘書長の職にあった。以上三人は要職を兼務しており、陳振川だけが民間出身で台湾大学土木工程系教授の身分から直接抜擢された。しかし、政府の本務職で忙しい三名が復興任務に専心できないことから、ほとんど陳振川副執行長一人で復興任務に当たることになった。

8月28日に『重建特別条例』が実施されると、これを根拠として復興任務に当たる新機構の成立が必要になった。政府はこれを根拠法とする新機構を成立させたのだが、それは8月15日に成立していた「モーラコット台風災後重建推動委員会」と完全に同名の組織であり、内容法規および主任委員と三名の副執行長など幹部スタッフも重なっていた（表7参照）。違いと言えば、ただ組織の人員構成の規定に「被災民代表と原住民代表が、構成員の五分の一を下回ってはならない」という規定が加わっただけである。

表7 行政院莫拉克颱風災後重建推動委員會委員表（原文から転載）

單位	職銜與姓名	(2009/9/15 成立, 2010/12/01 當時)	
行政部門 (12人)	行政院秘書長（兼任重建會執行長）林中森 (2010.5.19 前為政務委員 蔡勳雄)	行政院政務委員 曾志朗	內政部部長 江宜樺
	國防部部長 高華柱	財政部部長 李述德	教育部部長 吳清基
	經濟部部長 施顏祥	交通部部長 毛治國	行政院經濟建設委員會主任委員 劉憶如 (2010.5.19 前為蔡勳雄)
	行政院農業委員會主任委員 陳武雄	行政院公共工程委員會主任委員 范良鍊	行政院原住民族委員會主任委員 孫大川 (2009.9.9 前為章仁香)
災區縣市首長 (8人)	南投縣政府縣長 李朝卿	雲林縣政府縣長 蘇治芬	嘉義縣政府縣長 張花冠 (2009.12.20 前為陳明文)
	台南縣政府縣長 蘇煥智	臺南市政府市長 許添財	高雄縣政府縣長 楊秋興
	屏東縣政府縣長 曹啟鴻	台東縣政府縣長 黃健庭 (2009.12.20 前為鄺麗貞)	
災民代表 (8人)	嘉義縣阿里山鄉鄉長 (鄒族) 陳明利	高雄縣那瑪夏鄉鄉長 (布農族) 伊斯坦大. 呼頌	屏東縣來義鄉鄉長 (排灣族) 廖志強 (2009.12.20 前為竇望義)
	屏東縣霧台鄉鄉長 (魯凱族) 顏金成	屏東縣林邊鄉鄉代會主席 吳冬白	高雄縣甲仙鄉小林村會長 蔡松諭
	台南縣大內鄉鄉長 楊信基	台東縣金峰鄉嘉蘭村村長 (排灣族) 林教廣	
學者專家及民間代表 (9人)	台達電子工業股份有限公司 董事長 鄭崇華	統一企業總裁 林蒼生	台灣高速鐵路股份有限公司 董事長 歐晉德
	中鋼公司董事長 鄒若齊 (原為張家祝)	財團法人戒嚴時期不當叛亂暨匪諜審判案件補償基金會 董事長 蔡清彥	中國醫藥大學校長 黃榮村
	國立臺灣大學土木工程學系 教授 洪如江	國立臺灣大學土木工程學系 教授 顏清連	國立成功大學 水利及海洋工程學系教授 蔡長泰

(黃智慧整理，資料來源：行政院莫拉克颱風災後重建推動委員會)

(b) 被災民代表（代表者数：8人）はいかに生まれたのか

前頁の表7から分かるように中央級の重建会に設けられた「被災民代表」は選挙によって選ばれるのではなく、行政院からの指名によるものである。九二一地震の際に設立された重建会における被災民代表が選挙によって選ばれていたのとは対照的である。

また、被災民代表として実際に選ばれた者の多くは郷レベルの地方首長である（表7参照）。もともと同委員会には委員として「被災地縣市首長」8人が選ばれているのであるから、これと同時に「被災地住民代表」8人のうち5人に郷長を選ぶというのは不自然であろう。またこうした地方首長が「被災地住民」をどの程度代表しているかにも疑問符がつく。原住民族の部分については特に代表性が問題となる。長きにわたり、部落を本位としてきた原住民族社会にとって、これらの郷長がどの程度原住民族の意見を代表しているのかが疑問である。



(c) 専門家・学者・民間代表（代表者数：9人）

9名の専門家・学者・民間代表の構成（表7参照）のうち、大企業の理事長（台達電子工程・統一企業・台湾高鐵・中鋼）4名がなぜ民間代表に選ばれているのかは問わないとしても、その役割と代表性はどうなっているのだろうか。またメンバーの中には「財団法人戒嚴時期不当叛乱並匪諜審判案件補償委員会」の代表者が入っているが、この組織の任務と八八水害とどう関係しているのか不明である。

4名の学者リストに目を移すと、心理学者の黃榮村を除くと、残る3名は全て土木水利工程の専門家であり、そのうち2名は重建会副執行長たる陳振川の大学における同僚である。これ以外に自然・社会・人文系の専門家が入っていない。特に今回の風災で原住民族が大きな影響を受けたのにも関わらず、原住民族の専門家が入っていないことは奇妙である。

（原文第三節の残りの部分では、この後に、台湾における復興事業と日本の東日本大震災に対する復興事業の比較分析が行われているが、本稿では省略する。）

結論

八八水害後2年を経て、原住民族部落は極めて大きな変化を経験した。その原因を探るためにには、政策制定の出発点まで遡る必要がある。

本節では法令制定過程について検討したが、制定時間が短かかったために被災状況が十

分に明らかにならないままに進められ、以下のような現象を出来させたことが明らかになった。(1)被災状況の全貌を把握できなかつたために、相異なる被災状況に対する復興方式を分析・起草できなかつた。(2)正常な立法過程では必要になる公聴会の実施を飛び越えて法令制定手続きを進めたため、専門家や被災民の制定過程への参与が十分ではなく、被災民による抗議・訴訟行動が続出する結果を招いた。(3)法令は無事制定されたが、行政院自身が掲げる理念に反し、その理念からすれば本来低い優先順位が与えられるべき「国土保全」が最優先で、かつ、その他の復興政策を排除する形で実行された。したがつて「人を優先し…多元文化の特色を尊重する」とした政策理念との間で矛盾・衝突を生んだ。

中央レベルの「重建推動委員会」の本来の任務は、土木・建築・防災・救援などの任務に止まるものではなく、住民・部落・コミュニティ・文化などの復興まで実現することではじめて達成されるものであるはずである。そこまで達成してはじめて「人を優先し、生活を核心とみなし、多文化の特色を尊重し、コミュニティの参与を保障する」という精神を体现することができるのである。しかし、復興担当者達の頭の中には土木工事のことしかないということは、一体彼等の無知を表しているのか、あるいは彼等の偏狭を表しているのか、知りたいところである。

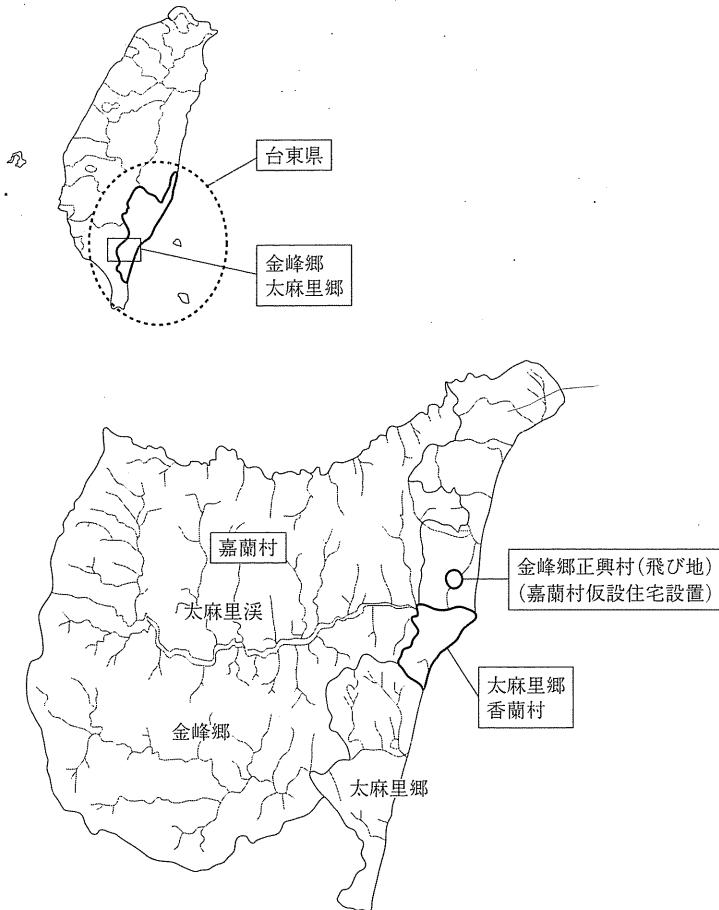
(松岡格)

(3) 太麻里渓流域の恒久住宅と土地問題

第4回日台原住民族研究フォーラム¹⁾で台東県南東部の太麻里渓流域における恒久住宅と土地問題に関する2篇の論文が発表された。林修澈「太麻里渓流域部落的遷村及其民族結構—以 2009 年莫拉克風災災区為例」(太麻里渓流域集落の移転と民族構造—2009 年モーラコット台風被災地を例として) [林 2011] と、陳文玲「莫拉克風災後嘉蘭村の重建：一個災害人類学的研究」(「モーラコット台風後の嘉蘭村の復興—災害人類学の一研究」) [陳 2012] である²⁾。いずれも台湾の国家科学委員会の補助金による「太麻里渓流域原住民部落之災難認知、遷村与重建」(太麻里渓流域原住民部落の災難認知、村落移転および復興) プロジェクトの報告として書かれたものであり、双方とも現地での具体的な状況と人々の考え方を汲み取つてから復興政策や支援を行わなければ、現地にマイナスの効果を与えてしまうことになりかねないということを指摘している。

ここでは、各論文の筆者が主張しようとする内容をできるだけ簡約的に紹介してある。訳出担当者(石村明子)が重要と考えられる部分を選び、それらの箇所の抄訳を基に編成した。

図1 太麻里渓と台東県金峰郷・太麻里郷の位置



(林2011 p.144 図一、一部修正)

①「被災村落の移転と伝統的・社会＝文化構造」（林修澈）

この論文で著者は台東の太麻里渓流域の行政区画問題、パイワン族の「旧社意識」と「集落移転意識」、およびそれらを踏まえた上で被災後の移転で生じる可能性のある問題について論じている。まずははじめに、台湾の災難管理において原住民族集落からの視点や現地での災難に対する考え方への配慮が行政側に不足していることや、多大な被害をこうむつ

た八八水害の被災者の多くが原住民族であることが指摘される。そのうえで、この研究は民族学を原住民族、災難に対する認識、集落移転に対する認識、復興プロセスの4つに結びつけながら、集落移転と民族構造の関連性について深く考察することを目的とする、と述べている。

太麻里溪流域（太麻里溪主溪および北太麻里溪の流域）を研究対象として選んだ理由について、災害の状況、研究チームの人脈、原住民族の民族関係の状況などの他に、被災地の中でも高雄や屏東に比べ台東はそれほど関心を持たれていないため、この研究により地元への貢献を期待できると思われたという点も挙げられている。

調査対象は太麻里溪流域にある7村（金峰郷新興村・正興村・嘉蘭村、太麻里郷北里村・大王村・泰和村・香蘭村）で、そこにはパイワン、ルカイ、アミの3つの原住民族が住んでいるが、中でもパイワンには集落移転の歴史がある。金峰郷と太麻里郷は地理的には隣り合っており、パイワンが多く、生活の外見は似通っている。しかし、金峰郷は山地原住民郷で郷内3村の原住民族人口はいずれも90%以上を占めるが、一方の平地原住民郷である太麻里郷の4村の原住民族人口は半分以下であり、民族構成や資源分配の状況が全く違っている。

西側（山側）が金峰郷、東側（海側）が太麻里郷である。論文で比較対照されている金峰郷正興村は太麻里郷の中の太麻里溪の北側にあり、太麻里郷香蘭村は太麻里溪の南側に位置する。飛び地である正興村には金峰郷嘉蘭村被災者の仮設住宅が設置されていた。

著者はこの違いについて金峰郷正興村と太麻里郷香蘭村の民族的・集落的特徴をあげて次のように比較している。

(1) 正興村は、山寄りの山地郷である金峰郷から海寄りの平地郷である太麻里郷内に移転してできた村だが、行政上は今でも金峰郷の管轄下にあり飛び地となっている。正興村には4つの集落があり、4分の3がパイワン、4分の1が1940年から50年にかけて屏東県霧台郷アデルから婚姻関係によって移住してきたルカイであり、さらにアミとプユマの世帯が少数ある。4集落の頭目は今なおある程度の権力を持っている。

また、正興村には集落の区分けとは関係なく分けられた合計8つの「隣」があり、「隣長」（町内会長）がいる。「隣長」は地理的な管轄区域を管理するが、頭目は同一グループ、一族という人的結合によるため、一頭目の管轄は複数の「隣」において、逆に「隣長」の管轄区域にも複数の頭目の管轄地が含まれる。行政と伝統的なエスニックグループによる二

重の管轄体制が並存しているため、利益の衝突があった場合は、「隣長」と頭目の権利が反発しあう状況も生じる。

その正興村の一番高い場所に、政府の「災害から離れて村から離れず」という原則に基づいて嘉蘭村八八水害被災者の仮設住宅が設置された。当初政府は嘉蘭村の村民に対して被災から2年以内に嘉蘭村で恒久住宅に入居できると明言していたが、期限の2011年8月になっても恒久住宅完成には程遠いことが判明した³⁾。

このように、もともと違う村、違う集落の住民が正興村でともに暮らすということは、正興村民にとっても仮設住宅居住者にとっても不都合であり、仮設住宅問題をうまく処理しなければ正興村の中に飛び地ができかねない。過去の村落移転が飛び地問題を作ってしまったように、災害による村落移転が二重の飛び地をもたらしてしまう可能性があるにもかかわらず、この問題は郷公所や政府機関からは軽視されている。移動の経緯や民族の伝統的制度を考えずに行政区画を設定すると後日複雑な問題を生む可能性がある、という被災者住宅の設置場所についての問題点を著者は指摘するのである。

(2) 次に太麻里郷香蘭村の状況であるが、太麻里郷からの原住民族委員会への原住民族集落申告によると「拉勞蘭 (Lalaulan)」の1集落のみとなっている。しかし実際には、香蘭村は原住民族が比較的多い新香蘭と客家人の多い旧香蘭に分かれており、新香蘭ではパイワンとアミの割合はほぼ半分ずつである。また「隣」の境界線も民族別は考慮されておらず、民族的に比較的まとまっているのは11隣のみである。このようなことから単純な原住民族集落としての申告は困難だが、実情をふまえた申告の可能性としては、複数の民族からなる一集落、民族別に二分した二集落、または、非原住民族が主流の一集落のいずれかが考えられる、と著者は述べている⁴⁾。

上述の正興村という飛び地が出来た原因については、パイワンの「旧社意識」と「集落移転意識」によるのではないかと指摘している。文中では金峰郷新興村、正興村、嘉蘭村の各集落の系統と由来や金峰郷の頭目一族の婚姻関係がくわしく述べられる（本項では省略）が、とくに台東のパイワンの頭目家で一般的に見られる石碑について注目している。この石碑によって集落の移転の顛末や過程がわかるようになっており、たとえば嘉蘭村には1976年に建てられた村の「移住記念碑」があり、新興村には「開拓36周年記念碑」がある。各集落の移住の歴史が碑文になり、それが人々により語られていることを見ると、

パイワンの「旧社意識」は非常に強く、石碑に刻まれた移転の回数や年代に基づいた「集落移転意識」もはっきりしている。それを知れば、従来通りの社会関係が維持され「1つの村に多数の社があり、社の境界は消えることがない」という現状も理解できるであろう、と述べられている。

最後に、以上の状況から、太麻里溪流域全体における恒久住宅の分配や集落移転の措置を講じる際には、まずはこのような当該民族が有する社会的・文化的特性を考慮しなければならない、と著者は改めて強調している。

②「嘉蘭村民への復興政策・支援と人間関係の変化」（陳文玲）

この論文で著者は土地収用や物資の分配など、金峰郷嘉蘭村⁵⁾での復興政策が集落の人間関係に亀裂をもたらしたこと、および、その人間関係修復の可能性について論じている。

論文の前半部分で、著者は嘉蘭村の集落としての概要と2005年の水害、および、2009年の八八水害とその後の復興の経過を述べている。嘉蘭村はパイワンの7頭目の率いる集落、および屏東県霧台郷から移住したルカイの集落によって形成された集合的村落で、民族の割合はパイワンが85%、ルカイが10%、非原住民を含むその他が5%である。「下部落」と呼ばれ主にパイワンが居住するカアルワンと、ルカイが多数を占めるが、カアルワンの土地不足から分家したパイワンやその他の民族も居住する「上部落」と呼ばれる新富の2大集落から成っている。

嘉蘭村は2005年にも台風⁶⁾による河川増水で16戸（民家14戸、保健所、カトリック教会）が流され全壊していたが、僻地ということもありメディアや社会、行政からこの被害について注目されることはなかった。被災者による「自救会」と政府との交渉の結果、2年間の借家補助金が出たのみで、恒久住宅問題は自ら解決しなければならず、親戚の家に住むなどしてきた。ところが2009年の八八水害により60戸余りの家屋および農地が流され、テレビでは繰り返し家屋の流される映像が放送され、社会的にも注目を浴び、行政側も被災者に対して補償や補助金などの政策を定めた。その政策がハイタツ台風被災者にも適応され、優先的に恒久住宅に入居できることになった。

八八水害の各被災地では恒久住宅への直接の入居が検討されるケースが多かったが、嘉蘭村としてはまず正興村の高台にある「介達一号地」という公有地に仮設住宅を建て、その後、嘉蘭村内に恒久住宅を建てるという決定を八八水害発生から2ヶ月後に下した。こ

の決定に伴い、正興村の頭目や村民と嘉蘭自救会の被災者の間で豚を絞めるなどの伝統的な形式を伴う協議を行い、2年間の借地に同意し祝福の儀式も行われた。集落の西側の第一恒久住宅には15戸のハイタン台風被災者が2011年1月に入居した。嘉蘭村内の恒久住宅は土地収用問題のため工期が遅れ、八八被災者が入居できたのは2012年4月だった。

論文の後半で著者は、恒久住宅用の土地収用問題や救援物資の分配により集落の人間関係に亀裂が生じた事例について考察している。「災害から離れて村から離れず、村から離れて郷から離れず」という原則に基づき「故郷での復興」を目標とする政府の方針によって嘉蘭村内に恒久住宅用地が定められた。しかし、村では2度の水害で安全に居住・使用できる土地が減少していたにも拘わらず、行政側は公有地ではなく私有地を恒久住宅用地としたばかりか、事前説明会なども行わず安易に土地収用案を推し進めたため、集落内部での伝統的関係や民間の利益などについて対立が引き起こされてしまった。政府は新富集落の東側と西側の土地5ヘクタール余りの私有耕作地を収用した。ここには90戸の建設が可能で、被災者のほか、河川工事のため立ち退きを迫られた10数戸も入居することになった。西側の収用はスムーズにいったが、東側の地主は土地収用に反対した。

東側の地主が反対した理由は、(1) 嘉蘭村の中では比較的安全な東側の土地が収用されると子孫に残す土地がなくなり、子孫たちが村から離れてしまう恐れがある、すなわち地主にとってこの土地を守ることは家を守るのと同じ意義がある、(2) 東側は古くからの居住地で、集会所や屋内埋葬が行われていた先代の家屋が残っている場所で、記念すべき場所であり、生者が住んではいけない禁忌の場所でもある、という2点である。なお「部落會議」⁷⁾としては政府に抗議し、専門家の遺跡調査により先人の生活の跡を確認した。しかし「復興は3年内に終わらせる」という政策目標を達成しなければならない行政側は、強制的に工事を始めるなどの強硬手段で収用を執行し、地主は収用補償費と恒久住宅を受け取るしかなかった。その後、4名の地主が政府を相手に訴訟を起こすことになった。

一方、西側の土地収用は地主からの反対は全くなくスムーズに行われたが、その理由は著者の聞き取り調査によると、この西側の土地は土石流の発生しやすい土地で、石が多く畑作や居住に適さないからであったという。だが、そのような土地での被災者の生活には安全面での不安が残るのである。

被災者が最も気にかけている居住と生計維持は、恒久住宅の土地選定の仕方と耕作可能な土地の取得にかかっており、土地ときわめて密接な関係がある。そのような土地は一族の間で代々継承されていくものであり、それが失われることは原住民族の財産觀からすれ

ば一切を失うことに等しい。このような価値観があるため、嘉蘭村内では土地収用問題による人間関係の亀裂が引き起こされたと著者は指摘している。

それに加えて、著者は「故郷での復興」以外の可能性について述べている。行政側にとつては新たな移転先を見つけて移転するには莫大なコストがかからうし、被災者以外の村民も同意しないであろう。また、故郷を離れた村民は新しい環境に適応しなければならず、さらに移転後の政治家の票数にも影響が及ぶだろうと著者は分析している。しかし、正興村の仮設住宅に住む嘉蘭村被災者に対する著者の聞き取り調査によると、嘉蘭村への帰郷が大きな論争を引き起こしたうえ、土地の安全性の問題もあるため、多くの被災者は嘉蘭村以外で新たな生活を始めることを望んでいたそうである。つまり被災者は全員が「故郷での復興」を望んでいるわけではなく、交通が便利で都市により近い安全な場所で新たな生活を送りたいと考えている被災者も少なくないのである。

続いて著者は救援物資の分配も人々の関係を悪化させたことについて述べている。テレビ放送などで嘉蘭村の被害が注目を浴びたため、大量の救援物資を受けとることになり、そのほとんどは郷公所や教会、自救会を通じて分配されたが、一定の経路や原則に基づいておらず、組織間でだれを支援対象とするかの認識も異なっていた。さらに政府に不信感を持つ民間団体や個人が、あるいは、人脈を辿った人々が、直接特定の「被災者」に寄付や支援を行うこともあった。その上、政府の生活復興政策によってすべての人が職や八八臨時職員補助の仕事などを得られたわけではなかった。そのため、いわば資金・権力・所得分配の不均衡などの問題が生じた。このような被災地への資源の流入によるマイナス作用は人々の関係に変化を及ぼし、前節で述べた土地収用問題も相まって、村人同士の感情に亀裂をもたらす結果になった。

復興では被災者そのものの生活の安定化を図るとともに、行政や外の社会からの支援についても住民も含めて復興に与る者たちは適切な対応の仕方を講じなければならない。外からの支援や政府の政策によってもたらされる心身両面での試練やストレスばかりでなく、外部の社会との対応の仕方についても今後の人類学的な研究テーマとして注目に値するものだ、と著者は指摘している。

最後に著者は次のように述べている。嘉蘭村の例では、村民の天災に対する順応力は非常に高いが、村民にとっては試練とも言える外の社会や行政による采配についてみると、多数がそれに逆らうことなく従い、少数は自己権益を堅持した、つまり村民は行政への服従か抵抗かという両極端の選択を行った。また、村民は従来通りの人間関係を維持したい

との意向を持っているが、復興の過程で集落内に、被災者／非被災者、災害の時期の違い（ハイタン・八八）により差異化がおこり、八八被災者は社会的弱者の立場に追いやられた。2012年4月に正興村の仮設住宅にいた村民は嘉蘭村の恒久住宅に戻ったが、村民関係の再構築や村民の生計確立、産業発展などは今後の課題となろう。また、村民たちは復興政策において意見が分かれた場合、宗教信仰⁸⁾を通じて集会や心のケアを行うことにより人間関係を改善していることを、フィールドワークより見出したと著者は述べ、この論文の締めくくりとしている。

[謝辞] 本項におい抄訳掲載を快諾してくださった林修澈先生、陳文玲先生に、この場を借りて感謝申し上げます。

注

- 1) 2008年より台湾の国立政治大学原住民族研究センター主催で年1回開催。
- 2) 論文の詳細については以下のとおりである。林修澈（2011）「太麻里溪流域部落の遷村及其民族結構—以 2009 年莫拉克風災災区為例」、第四回日台原住民族研究フォーラム発表論文、PP.141-155（この論文は政治大学機関レポジトリで閲覧可能：<http://nccur.lib.nccu.edu.tw/bitstream/140.119/51473/2/7.%E7%AC%AC4%E5%B1%86%E5%8F%B0%E6%97%A5%E8%AB%96%E5%A3%87-%E6%9E%97%E4%BF%AE%E6%BE%88.pdf>、最終閲覧日：2012年11月8日）。陳文玲（2012）「莫拉克風災後嘉蘭村的重建：一個災害人類學的研究」『華人應用人類學刊』1（1）：27-33。
- 3) 八八水害の被災者が実際に入居したのは2012年4月である。
- 4) 民族と居住位置の詳細については論文原文の図4【林 2011：149-150】を参照。なお、利用している林の原文によれば、複数の民族からなる一集落の名称は「拉勞蘭」である。しかし、翻訳者が確認したところ、それは山側でパイワン族の多い地域「拉勞蘭」と、海側でアミ族の多い「沙薩拉克」という2つの集落に大まかに区分されることであった（下記資料④に基づく）。このような集落・部落などの区分の仕方については、いくつかの異なる立場があり実に微妙な問題であることは、両論考からも、下記のサイトおよび文献（①～④）の比較からも明らかであることは、翻訳・紹介者としても改めて指摘しておきたい。

①台東県太麻里郷公所サイト「原住民部落」

<http://www.taimali.gov.tw/index.php?q=node/235>（最終閲覧日：2012年11月4日）

②「台東県拉勞蘭部落」独壳の東台湾印象（2009年3月20日）

http://tw.myblog.yahoo.com/jw!Vc_NKpiGHxrKBhiZQfKR._U-/article?mid=302（最終閲覧日：2012年11月4日）

③「新香蘭部落【Lalaluan 拉勞蘭】詳細介紹」原住民族委員会資訊資源網

http://www.tipp.org.tw/formosan/tribe/tribe_detail3.jsp?id=20060720000037（最終閲覧日：2012年11月4日）

- ④『原住民地区部落調査』(行政院原住民族委員会編 2007 非公開の内部資料)
- 5) 嘉蘭村および仮設住宅設置先の正興村の位置については本文図1を参照。
- 6) 2005年台風5号(ハイタン、中国語名は「海棠」)。
- 7) 2005年に原住民族委員会により集落の意見をまとめる機関として制定されたが、行政的権力はない[陳 2012:163]。
- 8) 翻訳者が著者に確認したところ、嘉蘭村の原住民族のほとんどはキリスト教系宗教の信者だとのことである。

(石村明子)

III メディアの八八水害報道

1 被災・復興の状況と問題点の指摘

ここでは主に「台湾原住民族資訊資源網」¹⁾で集めた報道から八八水害被災地の状況を理解し考察する。報道は主に原住民族電視台によるものが多いが、自由時報や中国時報などの主力メディアのものや、台灣立報、莫拉克 88news.org のように市民運動の立場から書かれた文章も含んでいる。

本誌14号「台湾原住民族と八八水害」[小川・黄・石村 14:80-129]では、特定区域指定、慈善団体の方針と生活習慣の不一致、仮設住宅を経ずに直接恒久住宅に入居する政策が引き起こす原住民族の土地離れや社会組織の崩壊への懸念、それらの問題に対する原住民族団体などの市民運動など、水害が引き起こした状況や問題を指摘しておいた。

今回は八八水害被災地の状況や問題を1.居住関係、2.教育関係、3.産業関係、4.その他、の4つの側面に分け、報道記事やネット記事から考察した。なお扱う期間は原則的に本誌14号後の2010年3月から2012年9月初旬までとする。また、被災者の移転先の恒久住宅については本特集の「II-1-(4) 恒久住宅と原住民」に掲げた一覧表と「原住民被災地恒久屋基地一覧表」[黄 2012]も参考にした。

なお、本節で引用した記事は、参考箇所に日付で表示し、本節末に状況・問題別（日付順）の一覧表として挙げてある。

(1) 居住関係

居住状況・問題について、恒久住宅地と被災地においてそれぞれ状況が異なる。また、被災集落の一部住民が恒久住宅に移ったり、被災地に戻ったりという例もある。居住関係

で目立つのは「永久屋」と呼ばれる恒久住宅についての問題であろう。原住民族にとって一番深刻な出来事は、災害のため、もとの居住地に住めなくなり移住をしたこと、および、今まで一緒に暮らしてきた人々が、それぞれ別の場所に住まなければならなくなつたことだと考えられる。一つの集落が離散したり、一緒でも全く違う環境で生活することになった場合、社会関係ばかりでなく文化的な打撃も受けることは想像に難くなく、恒久住宅への移住というのはそのような危険性もはらんでいるのからである。

一般に災害があった場合、仮設住宅を経て生活を立て直しながら最終的に住む場所（恒久住宅）を決めるという手順を踏むが、八八水害の場合は、避難所からなるべく早く恒久住宅に直接移り住むことが良いとされ、政府の八八重建会が恒久住宅建設を主導した。被災者は同意の上、まず元の住居が危険であるという「特定区域」の認定を受け、元の住居地を手放したうえで、恒久住宅に入居することができる²⁾。当初は集落毎に危険区域に指定された場所もあったが、住民からの抗議がありその後認定は個別に行われている。また、八八重建会では「災害から離れて村から離れず、村から離れて郷から離れず」（離災不離村、離村不離郷）というスローガンを打ち出し、恒久住宅はなるべく村の中に建設するが、村で十分な土地が確保できない場合は同じ郷（区）内に建設するという方針で恒久住宅用地の確保を進めた。結果的には村内での恒久住宅用地確保が難しく、さらには高雄市那瑪夏区南沙魯里（元の三民郷民族村、旧ナギサル）住民が杉林区にある大愛村の恒久住宅に入居したり、屏東県霧台郷阿礼村、吉露村などの被災者が同県長治郷の百合集落に入居するなど、郷（区）内での土地確保さえ難しく、県（市）内の別の郷の恒久住宅に住むことになった人々もいた。以下、恒久住宅に関するいくつかの例を挙げる。

i. 杉林大愛村（高雄市杉林区月眉）と小林村

杉林大愛村は佛教団体の慈濟基金會が運営を請け負った。恒久住宅の中でも着手、工期共に早く、2009年11月に着工式が行われ（091115）、旧正月前の翌年2月から第一期の入居が始まり（100221）、第一期だけでも750余りの住宅が建てられた。入居した住民は客家系、和佬系の人々や、ブヌン（那瑪夏区、桃源区）、ルカイ（茂林区多納）などの原住民族のほか、小林村の平埔系の人々もいた。慈濟側では民族文化や文化の多様性は尊重すると表明はしていたものの、禁煙・禁酒・素食を重視する対応を行ったため（100805）、一部のブヌン住民や、小林村の大部分の村民は杉林大愛村への入居を取りやめるなど（[簡 2010：76]、100317）、運営側と原住民族の住民側との摩擦が目立った。

八八水害で最大の被災地ともいえる小林村とその復興については本誌第14号の「小林平埔族文化と災害後の再建」[簡 2010]、および第15号「再出発する二つの小林村」[清水 2011]に詳しい。小林村の村民は、一部が上記の杉林大愛村・小林小愛に入居したが、その他の村民は五里埔（小林一村）と杉林大愛村付近の日光小林社区（小林二村）に入居したので、3か所に分かれてしまった〔簡 2010: 76-77; 清水 2011: 169-170〕。

五里埔の恒久住宅には村民側の意見が取り入れられて平埔文化园区、平埔文物館なども揃っている〔簡 2010: 76〕。五里埔は小林村旧集落の近くで、2010年3月から90戸の恒久住宅が建設されたが、建設中に雨が続いたため、本来の入居時期とされていた八八水害1周年の8月には6割ほどの完成をみただけで、全戸に入居できたのは翌年1月であった（100316、100712、110116）。

また、日光小林は、2010年5月に自殺者が出てから政府が動き出し、翌年1月恒久住宅の工事が開始され、同年12月に完成した。これにより日光小林に120戸、五里埔に89戸、杉林大愛村に62戸と、小林村村民の恒久住宅は全て完成した（111224）。

今年（2012年）は八八災害から3年になるが、3か所に分かれた約270世帯の小林村村民は、現地で仕事または農業を行う人々が半数で、残りは出稼ぎに出ているという。そもそもとは農耕によって集落で暮らしていた人々が、集落を離れて恒久住宅に住むと、交通費、水道・電気代などの生活費の支出が増えてしまう。このように、との集落を離れると生活方法を変えざるを得ないという問題は、小林村村民に限らず被災地各地で起きている（120808-02）。

ii. リナリ（礼納里）集落（屏東県瑪家郷）

リナリ集落は台湾糖業会社（台糖）の所有地である屏東県の瑪家農場に作られ、大社、好茶、瑪家の被災者が入居した。好茶は2007年の台風で被害を受けた後、村の復興を待つて避難生活を送っていたが、八八水害で村が壊滅してしまったため、リナリの恒久住宅へ入居することになった（120601）。リナリ集落の第一期の工事は2010年3月に始まり（100319）、本来は八八水害1周年の2010年8月8日までに完成させる予定であったが、雷雨が続いたため遅れて、結局2010年12月にリナリ（礼納里）集落としてスタートすることができた。瑪家農場では屏東三地門郷大社村、霧台郷好茶村、瑪家郷瑪家村の合わせて483世帯が暮らすことになった（100728）。翌年8月末の台風11号（ナンマドル「南瑪都」）により大雨が続くと、リナリでも50戸ほどの住宅に水がじむなどの不具合が生じて（110902）、住居

自体の欠点も指摘された。

iii. 長治百合集落（屏東県長治郷）

長治百合集落は屏東県の中央ラジオ局・長治分台の敷地に作られた。第一期は高雄市杉林大愛村と同様、慈済基金が請け負ったが、ルカイが主体の入居予定者は、2010年4月の着工前に署名を集め入居を拒否した。杉林大愛村のように慈済側が全てを決定し、恒久住宅地に入居者たる原住民族の意思がほとんど反映されないことを憂慮したためである（100411）。第二期恒久住宅（紅十字会・長老教会）は2011年年末に完成し、第一期と合わせて霧台郷の阿礼、吉露、谷川、佳暮、および三地門の達来、徳文の6集落の被災者が暮らすことになった。入居後は、上記 ii. のリナリ集落も含めて、以前の集落との環境の違いや、耕地や墓地が無いなどの問題点が指摘されている（110329）。

iv. ウラルツ（吾拉魯茲）集落（屏東県万巒郷）

ウラルツ集落は台糖の新赤農場に建てられた恒久住宅で、2010年7月に着工し（100710）、2011年8月に落成式が行われ住民が入居したが、9月に入って景観工事中に台風のため敷地が泥だらけになったうえ、家屋にも雨漏りなどの問題がおこった（110905）。入居者がかつて住んでいた泰武郷の泰武村は危険区域に認定され、村ごと移転してきた。パイワンの伝統では長男・長女が家を継ぎ、次男・次女以下は家を離れる分家の習慣がある。恒久住宅の使用権は住民にあるが、土地所有権者は台糖であり、しかも家屋数に限りがあるため、分家する人々は集落を離れなければならず、今後の集落の発展も懸念されている。また、リナリや長治百合と同様、耕作地に限りがあり、植えられる農作物もアワやイモぐらいで、比較的体力のある老人は30分ほどかけてもとの村まで戻って耕作を行っている。このような状態では集落の文化も途絶えてしまう懸念がある（120117）。

v. 南沙魯集落（高雄市那瑪夏区）

八八水害で39人の死者を出し小林村の後に被害が大きかったといわれる（100808）高雄市那瑪夏区南沙魯里では、200以上の世帯が杉林大愛村に移ったが、16世帯の40名は元の土地での復興を選んだ。（111020）

南沙魯村民にはキリスト教徒が多く、また、大愛村では豚を絞めたり焚き火をすることが出来ないなど、ブヌンの習慣どおりに生活することができないことから、一部の住民が

被災地である現地に帰ったのであった。恒久家屋に住むには、先祖代々の土地に立っている家に住まないことが条件となっており、それも住民たちが恒久家屋に住むのを取りやめた原因となっている。もちろん、南沙魯に帰った人々は、生活のために恒久住宅に移った人々の考えも尊重している（100317、この記事で南沙魯に戻ったのは 21 世帯とされているが、2011 年 10 月の上記の記事では 16 世帯となっている）。

また、台湾は 5 月中旬から増水期に入るが、2010 年 4 月末には村に帰る住民たちのために、1 棟につき 20 人の収容が可能な避難用住居 6 棟の建設が村の高台に作られた（100426）。

その他、家庭援助センター（「家扶中心」）の協力で、この 2 年間に上述の 16 世帯の人々は、手工芸品を作ってきた。農業の傍ら、廃屋を整理し、昼と夜は皆でともに食事し、大雨が降ると安全な場所に避難するという生活を送っている。（111020）

vi. 勤和集落（高雄市桃源区）

勤和集落は、政府により移転の必要な危険集落とされていたが、90 数世帯のうち 20 世帯あまりが元の集落に帰った。農地のない恒久家屋は自分たちの求めるものではないと考えたからである。もとの集落に帰った人々は NGO および教会に経費を援助され、2011 年 1 月に 200 人を収容できる避難所を設置した（110914）。一方、恒久住宅を選択した人々は杉林大愛村と六龜区宝来里楽樂段（2012 年 4 月入居）の恒久住宅にそれぞれ入居した（120422）。

vii. 来吉集落（嘉義県阿里山郷）

集落側は林務局の土地である 152 林班地を恒久住宅建設地の候補としていたが、行政側からは不適切との回答があり、住民が何度も台北に赴き抗議活動を行うなど 2 年以上もめていたが、2012 年 5 月になってようやく許可が下りた。なお、国の林班地が恒久住宅建築用地として認められたのは初めてである。152 林班地はツォウが伝統的な生活空間と見なしている場所であり、もともとは 70 世帯余りがここでの生活を希望していたが、この 3 年間に阿里山郷楽野（8 世帯）や番路郷轆仔脚（22 世帯）の恒久住宅地に移った住民もいた（120517-01）。

viii. 愛国蒲恒久住宅（台東県大武郷）

この恒久住宅地は愛国蒲分校の下方にあり、30 戸が建設され、2012 年 10 月に完成した。

これは台東では最後の恒久住宅である。入居するのは大竹本部落の住民で、大竹本部落には6世帯が残る。(121031)。愛國蒲にはもともと集落があり、八八水害後の1年間で4軒が土石の被害を受けている(100901)。また、愛國蒲恒久住宅地は川の合流地点から近く、かつて災害があったところもある。行政側では堤防工事をしっかりと行うとしているが、地元住民は安全性の問題を指摘している(101004)。

xi. 嘉蘭恒久住宅（台東県金峰郷）

嘉蘭恒久住宅の状況については、本特集第Ⅱ章第3節第（3）項②の「嘉蘭村民への復興政策・支援への対応と人間関係の変化」（陳文玲）に詳しい。

以上、一部の恒久住宅の状況を取り上げて紹介した。その他の事例を踏まえてさらに台湾全体の状況を見ると、恒久住宅に関して、行政側は早急に恒久住宅用地を決定し、遅くとも八八1周年までには被災者が恒久住宅に入居する方針で復興を進めた(100303)。その一方で、行政側は住民の意向を汲み取っておらず、原住民を故郷の集落から強制的に恒久住宅に移住させようとしているという意見や、建築の品質が危ぶまれるという声が聞かれた。素直に行政の決定に従い、恒久住宅に入居するため故郷の家屋を手放した被災者もいれば、阿里山郷来吉集落のように恒久住宅建設用地で住民と行政の意見が合わず移転先が決まるまで3年近くかかったところもあり、日光小林のように民間側の主張が受け入れられたところもある。概して民間側から強い要求が出て移転先を決めた場合は、入居までの期間が長くなっているようである。

なお、居住問題を論じるに欠かせないのがインフラ整備についてである。八八水害時に破損した山間の道路は、天候などの影響を受けやすく修理するのはたやすくない(120808-03)。また、八八水害後も数度、大雨や台風があり、被災地に帰った住民はその度に避難し、道も寸断されている。例えば2010年9月の台風11号（ファナビ、凡那比）の雨で嘉義、高雄、屏東で1000人以上の住民が一時的に避難し(100919)、翌年8月の台風11号（ナンマドル、南瑪都）では南部・東部の7県・市で4500人が避難した(110829)。インフラが整備されていないと、生活のいたるところで支障をきたすが、最も深刻な問題は医療と安全であろう。那瑪夏では四輪駆動の救急車がなく、救急設備のない四輪駆動車で病院に運ばれた病人が途中で亡くなった(100909)。また、桃源区梅蘭里の阿其巴集落では外部への連絡道路が途絶えており、普段は2人がかりで渡し籠で谷を越えていたが、1人で出かけた老人が谷を

歩いて越えようとして亡くなった事件も起きた(101130)。また、道が狭くて給油車が入れないため、災害後1年間は那瑪夏へガソリンが送れられず、道の状態がよければ近くの甲仙まで往復2.5時間、雨で通行不能になると台南や嘉義まで往復6時間かけて給油する状況が続いた(100819)。

当初、行政側では恒久住宅への定住を含めた復興期間を3年間としていたが、2012年5月にさらに2年延長することを決定した(120517-02)。

2012年の3周年の段階で、予算の面から見ると復興達成率は99%であるが、恒久住宅は話し合いなどの関係で、3か所が残っており、2013年8月に完成する予定である。また台20線の桃源区の橋、南部横断道路、台21線の那瑪夏区の橋、台24線の伊拉橋をはじめ、山間部のインフラは再建が難しいため、重建委員会からは施工期間の見通しについては発表されていない(120808-01)。

(2) 教育関係

教育問題としてまず挙げられるのは、学校の再建が遅れ気味だったことである。水害で16校が全壊したが、1年後の2010年8月時点で13校が再建未着工の状態であった(100811)。

また子どもたちは、大雨が降り道路が寸断されると、学校に泊まったり、ショベルカーで川を渡るなどして通学したり、6学年が1つの教室で授業を受けたりするなどの苦労を強いられた(100624-01、100628、100903)。その一方で、企業の贊助で嘉蘭小学校に学習センターが設けられるなど、教育環境を改善しようという動きもあった(100929)。

また、リナリや長治百合など新しく形成された恒久住宅団地では、学校も建てられた。2012年5月に完成したリナリの百合小学校の前身は三地小学校の大社分校で、張栄發基金により設立資金がサポートされた(120523)。その他、五里埔でも2012年9月に平埔文化の持つ小林小学校が完成した(120930)。

(3) 産業関係

阿里山郷のタナイクや、台東県の紅葉温泉のように観光施設自体が被災したところは言うまでもなく集客ができず、災害後の1年は道路などのインフラが整っていないこともあり、観光産業は大打撃を受けた。例えば台東県延平郷の観光名所である紅葉温泉が被害を受け、温泉への橋も損壊した。手前の桃源村では水害の翌年の4月にブンヌの射耳祭が行われたが、観光客は例年の半分だった(100405)。1年近くしてインフラ整備もある程度整っ

てきたところで、県政府主体で一時的に「真心バス」（「愛心巴士」）などの観光復興の試みも高雄、台東、嘉義で行われた（101011、101012、101021）。また、ツォウの「生命豆季」、多納村ルカイの「黒米祭」、金峰郷の「洛神花季」など伝統的な文化や文化を象徴する食材なども観光復興に一役買った（101118、101121、101128）。その後、災害から1年を過ぎてから、タナイクの再開や紅葉温泉の再建などのニュースも報道されるようになった（101226、110221）。

一方、集落では農業をしながらでも生活できるが、恒久住宅に住めば集落よりも生活費がかかるため就労の必要もあるが、就労は困難である。収入につなげようと被災者による工芸品や農作物などの販売も行われ、嘉蘭村では集落にアトリエが設けられた（100806、101206）。また、瑪家郷はアカザ、来義郷では山芋など各地で特色ある農作物を作つて復興を図ろうとしている。（110418、120309）。その他、八八水害3周年の行事で将来的には販売を目的としたドラゴンフルーツ栽培の苗植えも行われた（120808-04）。

（4）その他

まず、深刻な問題として挙げたいのが心の問題である。被害の大きかった高雄のナマシア区（ブン族）では精神的な疲れから死亡者が増加したという（100624-02）。災害から1年の時点でおよそ一割がうつ病といわれていた（101222）。報道ではあまり見えては来ないが、阪神大震災や東日本大震災の例に鑑みても、心の問題が原住民族の生活に大きな影響を及ぼしていることは想像に難くない。

次に、行政の復興政策に対する原住民族の不満が大きいことが挙げられる。例えば、前述の恒久住宅問題、建設用地について来吉や嘉蘭住民と政府との協議などのほか、ケタガラン大道で八八水害1周年に行われた泊まりこみの抗議活動（100807）や、特定区域指定に対する阿礼集落の行政訴訟（101228）などがある。八八水害から1年あまり経った時点では、44.6%の人々が復興の進度に対して不満を抱いているという報道もあった（101223）。

最後に指摘しておきたいのが、八八水害復興に関して、著名なドキュメンタリー映画監督のマヤオ・ビホ（馬躍・比吼）氏の作品をはじめ、さまざまなドキュメンタリーが制作されているという報道が多いことである。支援者を含め多くの人々が映像を通してより深く被災地の状況を理解できるようにさせるばかりでなく、復興を記録することは被災者にとっても励みになるであろう。

以上、八八水害関連の報道から八八水害によって生じた原住民族を取り巻く問題点を見てみた。しかし、報道を通してのみでは概略的な状況しか見えず、今後は実地調査を進め、そこで生じている問題により深く踏み込んで様々な角度からの考察をすることと、さらに原住民族を取り巻くより大きな問題や状況などとの関連を分析することが必要であろう。すでに水害から3年経っているが、産業や生活面での復興はまだまだこれからであるし、分散や移住を余儀なくされた集落の文化はこれから徐々にその影響を受けると思われるので、長い目で見守っていくことが必要であろう。

注

- 1) このサイトの詳細については本章第2節「インターネット上の主要な情報源」第(2)項①を参照のこと。なお、記事は発信元メディアにも掲載されているが、リンク移動や消失が多いため、原則的に「台湾原住民族資訊資源網」のリンクを利用した。
- 2) 「常見問題・劃定特定区域」(行政院莫拉克台風災後重建推動委員会ホームページ、<http://88flood.www.gov.tw/FAQ.php?id=15>)による(最終閲覧日:2012年12月2日)。

参考文献

清水 純

2011 「再出発する二つの小林村」『台湾原住民研究』15:163-172、東京:風響社
簡文敏

2010 「小林平埔族文化と災害後の再建」『台湾原住民研究』14:59-79、東京:風響社
黄智慧

2012 「八八災後永久屋基地一覧表」[黄智慧作成資料]
小川正恭・黄智慧・石村明子 編

2010 「台湾原住民族と八八水害」[『台湾原住民研究』14:80-129、東京:風響社]
インターネット資料

「常見問題・劃定特定区域」(行政院莫拉克台風災後重建推動委員会ホームページ)
<http://88flood.www.gov.tw/FAQ.php?id=15>

引用記事一覧(日付順)

http://www.tipp.org.tw/formosan/news/news_detail.jspx?id= は、各項目のURLの末尾の数字部分を除いた共通部分である。以下には煩雑を避けるため末尾の数字部分のみを項目の最後に掲げてある。ただし、3項目(110116,111224,120930)についてはURL全体をあげてある。また、日付が同

台湾原住民族と八八水害（続）

じ記事がある場合は、後ろに枝番を付けた。

1. 居住関係

- 091115 「大愛村恒久住宅 馬總統が着工式に参加」(Muting/Karo・原住民族電視台)
20091116000001
- 100221 「災害から半年シリーズー：大愛村未完成 被災者は強制的に入居」(胡慕情・台灣立報) 20100222000004
- 100303 「重建会：全国の恒久住宅は7月前に完成」(Muting/Ngaiyaw・原住民族電視台)
20100304000009
- 100316 「小林五里埔集落復興 本日工事開始」(不明・原住民族電視台) 20100317000013
- 100317 「災害後に恒久住宅を拒否 南沙魯村民の自立」(巴魯/Takiyu・原住民族電視台)
20100318000018
- 100319 「瑪家農場集落 喜びの工事開始」(吳江泉・中國時報電子報) 20100320000001
- 100411 「ブダイのルカイが署名 大愛村への入居を拒否」(唐鎮宇・中國時報電子報)
20100412000006
- 100426 「避難小屋設置に八週間必要 集落が増水期の心配」(巴魯 / 阿力夫・原住民族電視台)
20100427000011
- 100710 「泰武と來義の恒久住宅 本日着工式」(喀什・原住民族電視台) 20100711000016
- 100712 「小林村恒久住宅建設遅れ 總統は約束守れず」(不明・原住民族電視台)
20100713000019
- 100728 「瑪家恒久家屋 8月8日前の入居は困難」(羅欣貞・自由時報) 20100728000012
- 100805 「八八1周年 小林村は大愛ではなく平埔が必要」(呂淑姍・台灣立報)
20100806000009
- 100808 「南沙魯自立！ 部落の復興は自分たちで」(不明・原住民族電視台) 20100809000043
- 100819 「ナマシア給油 6時間必要」(謝文華 / 高嘉和・自由時報) 20100819000006
- 100901 「大雨に耐えられず 愛國蒲民家に土石流」(Saljeljeng/ 夏曼 利達森・原住民族電視台)
20100902000019
- 100909 「四輪駆動救急車のない八八被災地 病院に行くのは命がけ」(謝文華 / 徐義平・自由時報) 20100909000002
- 100919 「南部山地では千人以上 国軍の協力で避難」(不明・原住民族電視台)
20100920000053
- 101004 「建築予定用地は川の合流点 長老は危険だと」(Saljeljeng/ 夏曼 利達森・原住民族電視台) 20101005000015
- 101130 「被災地道路が未修理 老人が谷底に落下」(Zermezerman/Karo・原住民族電視台)
20101201000018
- 110116 「小林一村（1）山腹に囲まれて果敢に復興に挑む五里埔」(何欣潔・莫拉克 88news.org) <http://www.88news.org/?p=9488>

- 110329 「畑なし、墓もなし 百合とリナリの住民の心配」(喀什・原住民族電視台)
20110330000011
- 110829 「ナンマドル、驚異的な雨 東部、南部7県市で4500人が避難」(林和生、潘建志、陳易志、鄭光宏、張立勳・中国時報電子報) 20110830000001
- 110902 「八八水害再建エリア 一部の恒久住宅で水漏れ」(不明・原住民族電視台)
20110903000016
- 110905 「ウラルツ恒久家屋 1ヶ月も経たぬうちに水漏れ」(喀什・原住民族電視台)
20110906000001
- 110914 「被害の大きかった勤和里で再建成功」(不明・原住民族電視台) 20110915000008
- 111020 「『八八被災者は恒久住宅を好まず』 ナンサル16戸 故郷で再建」(王榮祥・自由時報)
20111020000007
- 111224 「『日光小林』本日入居、小林村恒久住宅全戸数完成」(何欣潔・莫拉克 88news.org)
<http://www.88news.org/?p=15386>
- 120117 「『部落客報到』シリーズ ウラルツ集落の願い」(鄭百騰・台湾立報)
20120118000003
- 120422 「楽樂段の恒久住宅落成 入居式を行う」(幕丁・原住民族電視台) 20120423000018
- 120517-01 「3年辛抱した来吉 152再建设用地が審査通過」(Mulas/ 朗嘎魯・原住民族電視台)
20120518000016
- 120517-02 「モーラコット復興は終わらず 2年の延期」(呂淑姍・台湾立報) 20120518000004
- 120601 「リナリ『好茶懷旧棧』故郷を思わせる懐かしい景色」(aluway・原住民族電視台)
20120602000018
- 120808-01 「桃源・ナマシアインフラ復興困難 最低5年必要」(zermezerman/uliu・原住民族電視台) 20120809000011
- 120808-02 「モーラコットから3年 小林村村民が語る希望」(呂淑姍・台湾立報)
20120809000007
- 120808-03 「モーラコット3周年 総統が民間貢献賞を授与」(zermezerman/uliu・原住民族電視台) 20120809000008
- 121031 「台東で最後、愛国蒲恒久住宅落成」(vuluq・原住民族電視台) 20121101000017

2. 教育関係

- 100624-01 「桃源で交通遮断 学生は教室に寝泊り」(不明・原住民族電視台) 20100625000026
- 100628 「ショベルカーで河を渡る 原住民郷の子どもたちの通学路」(不明・自由時報)
20100628000005
- 100811 「被災地の学校 再建必要な16校のうち3校しか着工されず」(Ali/ 阿力夫・原住民族電視台) 20100812000021
- 100903 「民権小学校教室確保困難 全校6クラスが1室で授業」(Ali/ 阿力夫・原住民族電視台)
20100904000030

台湾原住民族と八八水害（続）

- 100929 「企業の贊助 嘉蘭小学校学習センター落成」（陳賢義・自由時報）20100929000006
120523 「張榮發基金会による管理 長榮百合小学校落成」（王志宏・中国時報電子版）
20120524000004
120930 「小林小学校復活 涙を流して先輩たちをお参り」（蘇福男・自由時報）<http://www.libertytimes.com.tw/2012/new/sep/30/today-life2.htm>

3. 産業関係

- 100405 「水害に襲われた台東 ブヌンの射耳祭の観光客も減少」（不明・原住民族電視台）
20100408000033
100806 「八八一周年農産物販売 週末高雄市文化センターで」（林憲源・中広新聞網）
20100807000006
101011 「真心バスの被災地観光 消費力に限界」（不明・原住民族電視台）20101012000010
101012 「台東被災地日帰りコース 真心バス 338 元」（吳鳳雪・中広新聞網）20101013000003
101021 「嘉義真心バス開始 奥は達邦まで」（巴魯/Sai・原住民族電視台）20101022000021
101118 「ツォウ族『生命豆季』 伝統的婚礼を体験」（蘇泰安・大紀元）20101119000008
101121 「多納村黒米祭登場 ルカイがともに盛り上がる」（Muting・原住民族電視台）
20101122000011
101128 「四週間の洛神花季 5千人の観光客 本日閉幕」（Fawl・原住民族電視台）
20101129000020
101206 「『原芸・原創』嘉蘭芭伊工坊」（不明・中国時報電子版）20101207000002
101226 「生態回復 8割 タナイク 2月に開園」（呂妍庭・中国時報電子版）20101227000006
110221 「紅葉温泉回復 ブヌンの就業増加の見込み」（KacawFuyan/Vuluq・原住民族電視台）
20110222000010
110418 「瑪家郷の産業再建 アカザ園区での収穫」（羅欣貞・自由時報）20110418000005
120309 「來義郷 山芋生産に力を入れる」（aluway・原住民族電視台）20120306000005
120808-04 「モーラコット3周年記念イベント 屏東で苗植え」（邱芷柔・自由時報）
20120808000011

4. その他

- 100624-02 「心の透明キラー ナマシアで死亡者増加」（Kaikai/ 朗嘎魯・原住民族電視台）
20100625000013
100807 「8月6日のケタガラン大道夜通しデモ 重建会は回答に応じる」（不明・原住民族電視台）
20100808000021
101222 「八八灾害で生活が破滅 一割の住民がうつ病」（陳奕華・中広新聞網）
20101223000008
101223 「八八被災地復興 44.6%が不満」（李宗祐・中国時報電子版）20101224000004
101228 「阿礼が特定区域指定を拒否 政府を行政訴訟」（Abas/Takiyu・原住民族電視台）
20101229000021
(石村明子)

2 インターネット上の主要な情報源（ハハリソース一覧）

モーラコット台風（八八水害）による原住民族の被害と復興の状況については、インターネット上の各種サイトが大いに参考になる。本特集では以下の3種類を参考にしている。

- [1] 本節以外の文中で示した参照・参考サイト（下記の一覧には含まれていない）。
- [2] 前回の小特集に掲載した「主要 URL 一覧」（小川正恭・黄智慧・石村明子「台湾原住民族と八八水害」、『台湾原住民研究』14：83-84）で紹介したもの、および、「八八水災後主要網站資訊連結表」¹⁾に含まれるもの。
- [3] 今回新たに追加した以下に掲げるサイト。

（1）行政組織・機関

- ① 行政院莫拉克台風災後重建推動委員會（行政院重建会と略称する）のサイト。委員会の概要、議事録、予算などのほかに、中央政府の八八関連政策や再建プロジェクト、被災地復興²⁾に関する情報や報道や法律、八八被災者支援金制度に関する情報などを掲載。

各報道機関の転載記事は、インフラや被災者による産業などの再建（復興）の成果や今後の見通しを記したもののが中心で、問題点を分析するような記事は見られない。また、八八水害後の大規模な災害（例えば2012年6月の豪雨「610水災」、2012年8月台風14号「天秤」による被害）に関する報道の転載もある。

<http://88flood.www.gov.tw/>（最終閲覧日：2012年11月6日）

- ② 行政院原民会・莫拉克風災資料專区：原住民族委員会のサイト内のモーラコット災害資料コーナー。各被災地の施工予算や進度、委員長の被災地視察、行政院重建会の資料転載、各地安全評価の関連情報、復興関連（就業・教育・産業）情報、関連法規について掲載（被災地施工予算・進度と行政院重建会の資料転載以外は2010年までの資料）。

<http://www.apc.gov.tw/portal/docList.html?CID=936A803AF7650E1B>（最終閲覧日：2012年11月6日）

- ③ 嘉義县政府全球資訊網・莫拉克風災資料專区：嘉義县政府サイト内のモーラコット災害資料コーナー。復興関係の公共事業の進度、県重建会の議事録（2011年まで）、恒久住宅の建設進度、県内の寄付団体（寺廟）、県内の災害関連情報などを掲載。

<http://www.cyhg.gov.tw/wSite/ct?xItem=2426&ctNode=14924&cmpl=11>（最終閲覧日：

2012年11月6日)

- ④ 高雄市政府莫拉克颱風災後重建資訊網：市重建会概要、議事録やプロジェクトの状況、委員会の最新情報（市政府の通知、被災地関連情報やイベント情報、災害時の避難状況、インフラ整備の状況など）、特定区域画定について、恒久住宅分配名簿、恒久住宅落成式や被災地・恒久住宅の写真や映像、莫拉克風災重建快報（メルマガ、2011年からほぼ月1回発行）、出版物の案内、特産品の紹介、観光情報、復興地図などを掲載。

<http://88flood.kcg.gov.tw/> (最終閲覧日：2012年11月6日)

- ⑤ 屏東県災後重建委員会：県重建会概要と議事録、最新情報（県政府の通知、道路破損状況など）、被災状況・被害統計、政府機関の復興進度（2011年まで）、復興プロジェクト、救援状況と救援団体、避難先一覧表、写真・映像などを掲載。

<http://88flood.pthg.gov.tw/88flood/> (最終閲覧日：2012年11月6日)

- ⑥ 台東県莫拉克風災重建資訊網：台東県政府のサイト内で、最新情報（被災状況、復興の状況、イベント情報、県政府の通知など）を掲載。

<http://www.taitung.gov.tw/morakot/index.aspx> (最終閲覧日：2012年11月6日)

(2) 報道機関

- ① 台湾原住民族資訊資源網・重要新聞：行政院原住民族委員会によるサイト。報道各社の原住民族関連ニュースの転載など。過去の報道の検索も可。

<http://www.tipp.org.tw/formosan/news/news.jspx> (最終閲覧日：2012年11月6日)

- ② 原視新聞網：原住民族テレビのニュースサイト。

<http://www.titv.org.tw/news/index.html> (最終閲覧日：2012年11月6日)

- ③ 台湾立報：市民運動的視点による報道。原住民族に関する報道も多数ある。

<http://www.lihpao.com/> (最終閲覧日：2012年11月6日)

- ④ 莫拉克 88news.org.：2009年の八八水害関連の市民運動的視点による報道サイト。現在も更新中。2012年9月に恒久家屋に関する書籍³⁾を、2013年末に原住民族の集落の復興に関する書籍を出版予定。

<http://www.88news.org/> (最終閲覧日：2012年11月6日)

- ⑤ 苦勞網：市民運動系の報道サイトにある88水害に関する文章の転載。一般の新聞記事のほかに政府機関や民間団体などの文章の転載もある。

<http://www.coolloud.org.tw/tag/%E5%85%AB%E5%85%AB%E9%A2%A8%E7%81%>

BD（最終閲覧日：2012年11月6日）

(3) 民間組織

- ① 九二一震災重建基金会（謝志誠之觀察學習與經驗分享）：台湾大学バイオ産業メカトロニクス学科・謝志誠教授によるサイト。1999年の921震災のほか、八八水害、東日本大震災などの情報を掲載。

<http://www.taiwan921.lib.ntu.edu.tw/> (最終閲覧日：2012年11月6日)
- ② 八八家鄉守護平台社区重建網：中華民国社区营造学会のサイト。「莫拉克 news.org.」からの文章転載が主。

<http://recover88.blogspot.tw/> (最終閲覧日：2012年11月6日)
- ③ 小米穗原住民文化基金会：原住民族の権益保護、文化推進と保存、奨学金授与などを目的とし、法律、民族、文化分野の専門家により2003年に設立。被災地などで八八水害に関する座談会などを開催。執行長は黄智慧氏。

<http://www.millet.org.tw/> (最終閲覧日：2012年11月6日)
- ④ IPACT 台湾原住民族部落行動聯盟：八八水害被災地各地の再建会などが連合し原住民の自主組織として2009年に設立。復興や防災のほか、原住民族の自治を目指している。

<http://ipact.atipc.org/> (最終閲覧日：2012年11月6日)

注

- 1) 「八八水災後主要網站資訊連結表」は黄智慧により2012年6月26日付けで作成されており、八八水害に関する情報を提供する主要なネット上のサイトが挙げられたものである。
- 2) 中国語では「重建」。直訳すれば「再建」になるが、「復興」というニュアンスを帯びて用いられている。本論中では一般的に「復興」を使用し、固有名詞やその略称と思われるものには「重建」・「再建」を使用する。
- 3) サイトの書き込み (<http://www.88news.org/?p=19170>、最終閲覧日：2013年1月29日)によると、恒久住宅の状況が変化し続けており、結論が仕上がらないため出版が遅れていたが、現在印刷中とのことである。

(石村明子、黄智慧)

IV おわりに

今回の特集（続）を編集して、八八水害の被災者たちにとって「どこでだれと生活するのか」が最も重要な問題であることに改めて気付かされた。条件が許せば元の場所で、伝統と一緒に守り、様々な変化にともに対処してきた人々が暮らし続けることが強く求められていた。しかし、自然災害の傷跡は極めて深く、必ずしもその希望に適う土地が得られるわけでもなく、紹介した論考や報道からも明らかのように、新しい環境で暮らしの再建を図る場合が多くなっていた。新しい環境には従来の村に比較的近い場所だけでなく、相等に離れた地域で、しかも別の民族と混じる例もあり、さらには、都市的な所に移り住むことも少数例であれ含まれている。

こうした状況の一端は、（1）報道にみられる「居住問題」が占める割合の多いこと（Ⅲ—I 「引用記事一覧」参照）、（2）政府による政策として永久家屋建設に注がれる熱意や予算などの膨大なこと（例えば、Ⅱの第4表参照）、（3）これに対して、原住民族側ではその着実な実施を訴える、あるいは、抗議し権利を求める運動が、驚かされるほどの組織力と力強さをもって展開してきたこと（Ⅱ—3—（1）、（2）参照）などに現れている。

それらに加えて、土地問題を特定の村・集落などの具体的な状況（Ⅱ—III—（Ⅲ）参照）においてみていくと、被災と復興に関する大まかな論議ではみえてこない、実に様々で切実な問題が数多く浮かび上がってきてている。今回は台東県の2例しか取り上げられなかつたが、今後も主として人類学・民族学者による調査・研究に注目したいと考えている。なお、本特集の編集において、はじめから土地・居住の問題を主に取り上げることを意図したのではないが、広く情報に当たると現在までの状況では土地等が関わることに多様な問題が集約的に表れていることがみえてきたのである。

もとより被災の影響は深甚で多方面に亘っていることを踏まえ、長期的な問題として関心を持ち続けるとともに、多様な立場の人々からの見解・主張等にも注意を払っていくことは、精神的な支援の一部としての意義をも有していると信じている。本特集では上述の種々の問題点について限定的にしか扱い得なかつたが、その中からできるだけ多くの人に八八水害被災者、とくに原住民の受け止め方を含む生き方を深く理解するための手がかりを読み取ってもらいたいと願っている。

それにつけても編集の過程で、東日本大震災の被害を蒙った人々は「ふるさと」という

小川正恭・黄智慧・石村明子・松岡格

土地にいかなる思いをこめ、どのような結びつきを持っているのかを、考えずにはいられなかった。

(小川正恭)